

# 第5章

---

## 産業廃棄物管理制度

## 5 産業廃棄物管理制度

### 5.1 環境保全政策

タイの環境政策の枠組を形成してきた最初の国家環境質向上保全法（Enhancement and Conservation of the National Environmental Quality Act）は1975年に施行された。政策のより効率的な実施、急増する環境問題への対応、政府機関及び国民の環境意識の向上などを目的として、タイ政府は1992年に新しい国家環境質向上保全法（Enhancement and Conservation of the National Environmental Quality Act, B.E.2535、NEQA）を通過させた。この新法の施行により、環境政策を国家経済社会開発計画と一体化したものであるとして規定することが可能となった。

#### 5.1.1 国家経済社会開発計画

国家経済社会開発計画（NESDP）は、国家の政策、目的、戦略、開発指針を規定するマスタープランである。首相府にある国家経済社会開発委員会（NESDB）は、各政府機関がそれぞれNESDPで規定されている役割を実行するよう、指導し、調整する責任を負っている。

最初のNESDPは1961年に始まり、その後、現在まで5年ごとに策定されている。本調査の開始時点では、第8次計画（1997-2001）が進行中であった。

第8次NESDPは、1996年9月26日にプミポン国王により公布されている。計画は1996年10月1日（1996年年度）に開始し、2001年9月30日（2000年年度最終日）に終了している。

第8次NESDPは5つの目標を掲げている。そのうちの1つが、持続可能な経済的社会的開発と生活の質向上のための天然資源と環境の有効活用、保全、保護である（図5-1）。

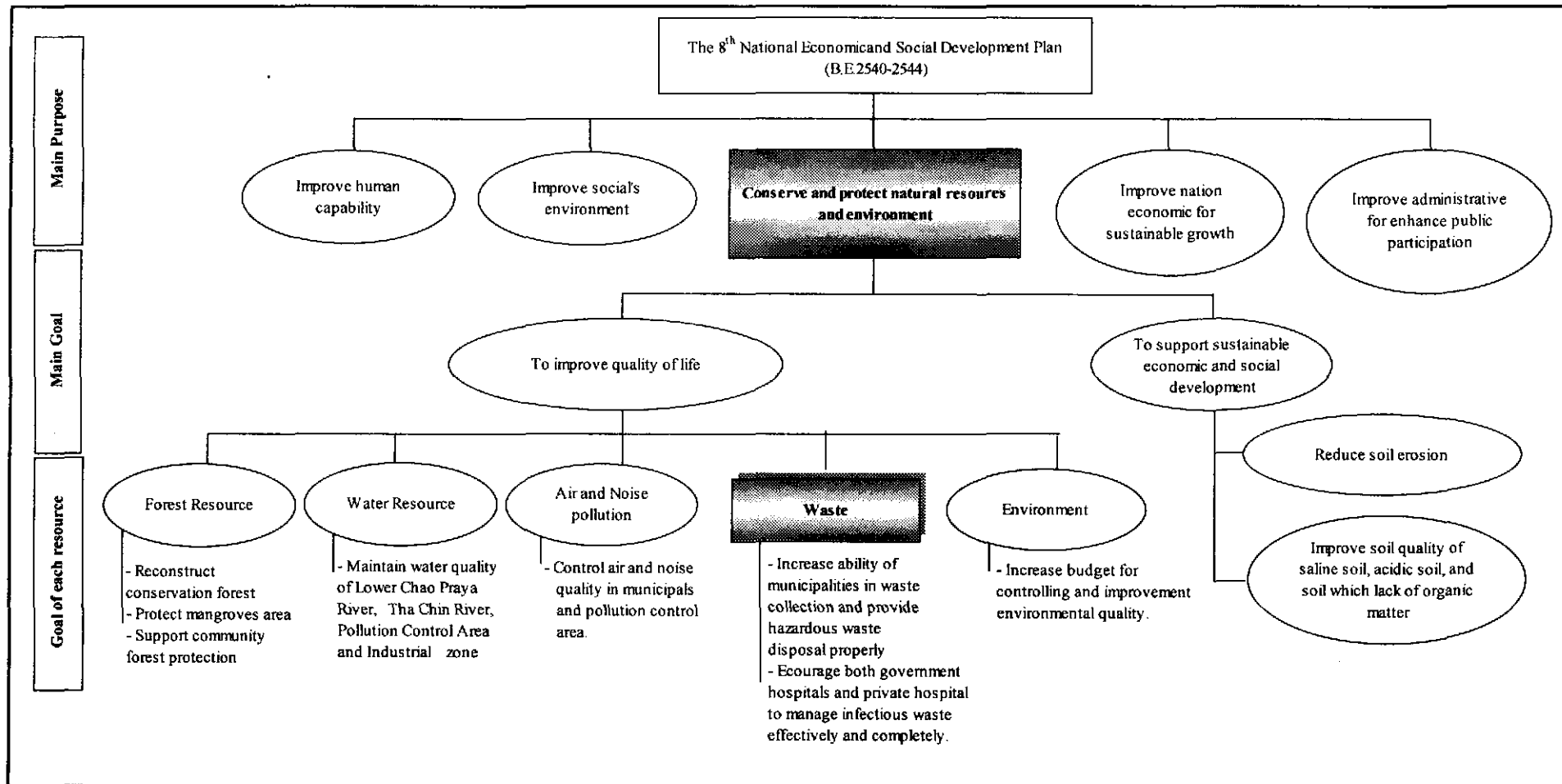


図 5-1: NESDPの中で環境に係わる主要目的と目標

廃棄物管理分野での目標として、以下の2つをあげることができる。

- (1) 市及び衛生区の廃棄物収集能力を高め、有害物質の安全な処分を推進すること。
- (2) 公立／私立病院が感染性廃棄物を効率的に且つ正しく管理するよう奨励すること

第8次 NESDP は、天然資源及び環境管理に関して設定した目的と目標を達成するため、以下に示す3つの主要な戦略を提案している。

- (1) 天然資源及び環境の復元
- (2) 地域住民や共同体の参加の推進
- (3) 天然資源及び環境の適切な管理

NESDP は、生態系のバランスを保ち生活の質を高めるため、戦略(1)天然資源及び環境の復元の指針として4つの提案を行っている。そのうちの 하나가、排水、大気汚染、産業廃棄物、有害物質などの汚染物質を適切に管理することで、地域環境における汚染の発生と広がりを抑えることである。この観点から、NESDP は特に以下の点を目的として掲げている。

- (1) 地方政府が長期的視点に立ち適切な都市ゴミ処分場計画を立案し、サイト選定に際しては都市計画において適切な地域を指定するよう奨励する。
- (2) 収集、運搬、衛生処理を含めた都市ゴミ及び廃棄物管理の適切な基準を設定する。また、廃棄物の削減、再利用、リサイクルに重点をおく。
- (3) 有害物質を大量に生産または使用する工場が環境影響及びリスク評価を行い、厳格な指針に従うよう指導することで、有害物質の発生を抑制・管理する。

以上のことからわかるよう、第8次 NESDP では廃棄物、有害物質、感染性廃棄物の管理が重要な課題として取り上げられている。有害廃棄物削減及び管理は産業界の責務である。前述のように、関係政府機関は本計画を指針として廃棄物管理に関する自らの政策、プログラム、プロジェクトを策定しなければならない。これらの詳細については後に記述する。

### 5.1.2 環境保全及び廃棄物管理に関する政策

環境問題への取り組みは、継続的なものでなくてはならず、時間もかかる。NESDP は、開発に係わるあらゆる側面を網羅しており、廃棄物管理を含めた環境政策全般も主要なテーマとなっている。タイ政府は、今後 20 年の国家環境質向上保全政策・計画を策定している。そこでは、関係機関は全ての業務において、環境管理計画を作成し、政策と指針を具体的な行動に移すことを求められている。本セクションでは、国家環境保全及び質の管理、特に廃棄物管理についてまとめる。

#### a. 国家環境質向上保全政策・計画 (1997-2016)

国家環境質向上保全政策・計画 (Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Policy and Plan, B.E.2540-2559) は、国の環境保全及び推進の指

針・枠組を示すものとされ、国家環境委員会（NEB）により内閣に提案され、1996年11月20日に承認されている。

本政策・計画は、5年ごとに4つの期間に分けられ、各期ごとに環境質管理計画がつけられている。各計画は、それぞれ枠組が決められ、プログラムが設定されている。環境管理に関係する政府機関は、環境質管理に係わる自身のあるいは Bangkok を含む県レベルの行動計画策定において、この5ヵ年計画に従わなくてはならない。図 5-2に国家環境政策から最終的な行動計画に至る流れを示す。

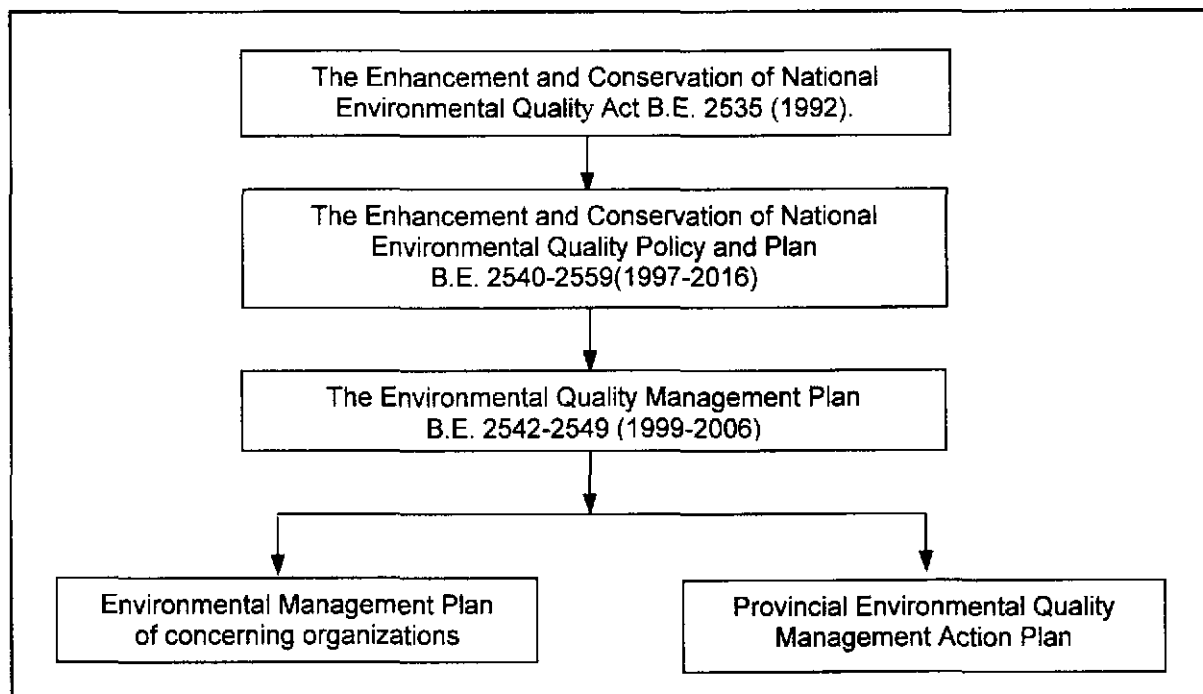


図 5-2: 国家環境政策から行動計画までの流れ

国家環境質向上保全政策・計画（1997-2016）は表 5-1に示すように6つの主要政策から成る。

表 5-1: 国家環境質向上保全政策・計画(1997-2016)における主要政策

**政策 1：自然資源に関する政策**

- 自然資源の利用効率を高め、自然資源利用における対立を減らし、自然資源の質を向上する。
- 自然資源管理に関わる行政制度を効率的に向上する。
- 環境経済学的原則を自然資源管理に対し効率的に適応することを支持する。
- 自然資源管理を支援するための法制度を向上する。
- 自然資源の情報システムに関する調査・研究を支援する。
- 一般社会及び政府組織の管理職層における保護意識を高める。

<p><b>政策2：環境保護及び汚染対策に関する政策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 市民生活、農業、工業などからの汚染を削減し、管理する。</li> <li>- 効率的な固体廃棄物及び有害廃棄物管理を強化する。</li> <li>- 汚染に対する効率的な行政組織・管理体制を強化する。</li> </ul>
<p><b>政策3：自然的景勝地に関する政策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国家の資源として、自然的景勝地を留保し、保護し、改善する。</li> </ul>
<p><b>政策4：身近な環境に関する政策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生活の質の向上のため、緑化と身近な生活環境管理を進める。</li> </ul>
<p><b>政策5：環境のための教育及び広報に関する政策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 効率的な環境管理のために社会の能力を高める。</li> </ul>
<p><b>政策6：環境のための技術に関する政策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 環境質管理のために用いられる技術を開発し振興する。</li> </ul>

政策2では、汚染のタイプ（水、大気、騒音と振動、廃棄物と下水汚物、有害物質、有害廃棄物）ごとに対象物質と指針が設定されている。

また、廃棄物・下水汚泥及び有害廃棄物の汚染管理の対象と指針については表 5-2 にまとめる。

表 5-2: 国家環境質向上保全政策・計画(1997-2016)における環境管理の目標と指針

固形廃棄物と下水	
ゴール	指針
1. 固形廃棄物の発生量を1.0 kg/person/day以下とする。	1. 収集、運搬、処理、処分を含む効率的な固形廃棄物管理体制を確立する。
2. バンコクと全国の市における固形廃棄物発生量に対する廃棄物の利用の割合は、15%を下回らない。	2. 固形廃棄物発生率を管理し、固形廃棄物のリサイクルと再利用を促進する。
3. 市における固形廃棄物を全て管理する。市外では未収集固形廃棄物は全固形廃棄物の10%を越えない。	3. 固形廃棄物・下水処理処分システムの建設や運営への民間投資を促進し支援する。
4. 各県での衛生的な固形廃棄物管理及びし尿処理のマスタープラン策定を確実にし、各市が適切な固形廃棄物・し尿の処理システムを有する。	4. 固形廃棄物及び下水管理への民間や市民の参加を促す。
有害廃棄物	
ゴール	指針
1. 環境や人々の健康への悪影響をなくすよう、工業及び市民社会におけるあらゆる発生源からの有害廃棄物による汚染を減らし管理する。	1. 輸入、輸出、輸送、分別、収集、処理、処分を含む効率的な有害廃棄物管理システムを導入する。
2. 工業より発生する有害廃棄物、及び市民社会からの有害廃棄物の収集・処分の割合がそれぞれ95%、90%を下回らない。	2. 工業部門、運輸部門、及び保管における有害廃棄物の重大事故を予防する非常時システムを確立する。
3. 全ての公共・民間病院は分別、収集、運搬、処理、処分を含む感染性廃棄物の適切な管理システムを持たなければならない。	3. あらゆる段階における感染性廃棄物管理に対する、民間の投資や参画を振興し支援する。

b. 環境質管理計画（1999-2006）

環境質管理計画（1999-2006）は、上記の政策・計画（1997-2016）により規定された長期政策及び基本指針を行動に移すために作成されたものである。本計画は、関係政府機関及び国営企業が作業計画を策定し、実施するにあたり、活動内容が確実に持続可能な目的と目標に合致するものになるよう支援することを目的としている。この計画の実施期間（8年）は、第8次 NESDP（1007-2001）の最後の3年と第9次 NESDP（2002-2006）の5年と重なっている。

環境質管理計画（1999-2006）は、天然資源の保全・再生に加えて、土壌、土地利用、水資源、森林資源、水質汚濁・大気汚染、そして固形廃棄物・し尿による汚染の6つの領域に係わる環境悪化に焦点をあてている。行政の天然資源及び環境管理をより効率的なものにしていくために、法規制上の枠組の修正も同時に行われた。廃棄物管理計画の目標を表5-3に示す。

表 5-3: 廃棄物管理に係わる環境質管理計画(1999-2006)の目標

汚染や環境問題の種類	ゴール
固形廃棄物やし尿による汚染	(1) 2001年までに固形廃棄物の発生率を1.0 kg/capita/day又はそれ以下に減らし抑制する。 (2) バンコクや全国の市街地では、2001年、2006年までにそれぞれ、発生したごみの再利用率を10%、15%を下回らない。 (3) 2001年、2006年までにそれぞれ、未収集ごみは全固形廃棄物の10%、15%を上回らない。 (4) 各県が2001年までに衛生的な固形廃棄物管理マスタープランを確実に持ち、そのうち50%の県では適切な固形廃棄物とし尿の処分システムがある。
有害廃棄物による汚染	(1) 2001年までに有害廃棄物の収集、運搬、回収、処理、処分の管理システムを確立する。 (2) 2001年、2006年までにそれぞれ、有害産業廃棄物の80%、95%、有害一般廃棄物の50%、90%を収集、運搬、処理、処分するための基礎インフラに投資する。 (3) 2001年、2006年までにそれぞれ、公共病院の80%、及び100%が、感染性廃棄物の分別、収集、輸送、処理、処分を含む適切な管理システムを持つよう支援する。 (4) 2001年までの有害廃棄物の発生率の増加が10%を超えないよう抑制する。

5.2 産業と産業廃棄物

5.2.1 工場分類

a. 個別工場

工場法（1992）では、工場とは、「省令（ministerial regulation）により規定されている工場のタイプあるいは種類に従って何かを製造、生産、組み立て、修理、維持、テスト、改善、変更、輸送、保管、あるいは破棄するために5馬力以上の機械を使用するか、または機械の使用の如何にかかわらず7名以上の従業員を雇っている建物、敷地、乗物」と規定している。この省令は、工場を産業のタイプにより104のカテゴリーに分類すると共に、迷惑行為、損害、そして危険を監督・防止することを考慮して、一般の人々あるいは環境への影響の度合いに応じて以下のように3つのグループに分けている。

- (1) グループ1：産業のタイプ、種類、生産規模にかかわらず希望時にいつでも操業開始が可能な工場
- (2) グループ2：産業のタイプ、種類、生産規模にかかわらず操業開始時に許認可権を持つ政府機関に届出を出さなくてはならない工場
- (3) グループ3：操業開始前に許可証が必要な工場

これら 104 カテゴリーと 3 グループの詳細については Annex 5.1 に示す。産業廃棄物処分サービスを提供する工場や、廃棄物処理施設（Central Waste Treatment facility）を運転する工場は、101 番目のカテゴリーに分類されている。このカテゴリーに属する工場は、その規模にかかわらず全てグループ3に分類されている。産業廃棄物の再利用あるいはリサイクル工場は、集中廃棄物処理施設には分類されておらず、従って 101 コードに分類されていなかった。そのため工場局（DIW）は 2001 年 12 月に 2 つのコードを新設し、廃棄物の分別・埋立処分施設をコード 105、再利用・リサイクル施設をコード 106 とすることとした。2002 年 4 月末時点でのコード 101、105、106 の認可登録状況は、第 3 章 3.3.2b に示す通りである。

工場の操業に関しては、操業許可証が必要かどうかと言う違いだけでなく、工場の立地選定基準もグループごとに異なっている。各グループの立地基準を以下に示す。

- (1) グループ1と2に属する工場は以下の場所に建設できない
  - 住宅地区
  - 学校、寺院、病院、史跡、役所、環境保全地区などの公共空間から 50m 以内
- (2) グループ3に属する工場は以下の場所に建設できない。
  - 住宅地区
  - グループ1と2で規定した公共空間から 100m 以内。グループ3に属する工場は、周辺の住民や財産を危険にさらしたり、損害を与えたりしないよう、その規模と工場のタイプに応じて十分な敷地が確保できる場所に立地しなければならない。

工場の分類とグループ分けとは別に、内務省労働局が 1969 年に国際標準産業分類（ISIC）を参考にタイ標準産業分類（TSIC）を設定している。

労働局は、ISIC はタイ特有の産業構成と完全に整合性がとれておらず、経済条件に十分に適合していないため、分類コードとして不十分であり、実際の業務において使いにくく問題を起すと考えた。そこで、既存のタイ産業を分類し定義するために TSIC をつくり、他の組織や公共機関にも適応できるようにした。また、TSIC はタイの産業構造への理解を助け、産業統計分析の統一性を促進するようデザインされている。そして、経済統計の国際比較を奨励する目的から、TSIC は加盟国が国連組織から使用を推奨されている ISIC との互換性も保証されている。

産業分類は以下の原則に基づいている。

1. 分類は既存のタイの経済構造に従う
2. 分類の単位は工場／事業所



3. 工場あるいは分類単位の活動は、主要製造品目あるいは提供しているサービスの分類に基づく

同じタイプの経済活動に従事している登録単位は、それが法人企業の一部、単独の施設、あるいは政府の施設かどうかにかかわらず、同じ TSIC コードに分類される。同様に、製造施設も製造が機械によるものか手作業によるものか、あるいは工場での製造か一般家屋での製造かにかかわらず、それらが従事する主要経済活動の種類により分類される。TSIC の詳細は Annex 5.1 に示す。

#### b. 工場の集団化

タイ政府は、ユーティリティーやインフラストラクチャーを効率的に整備し、環境汚染を防止、管理、低減するために、工場を指定地域あるいは工場団地内に建設することを奨励してきた。工場を一箇所に集めた施設には様々なタイプがある。

- (1) 工業団地 (**Industrial Estate**) : 工業団地は、工業省傘下のタイ工業団地公社 (IEAT) が制定した工業団地法により建設されたものである。工業団地は、製造産業の健全な育成のため、インフラ設備の整った十分な工業用地を提供する事を目的として建設された。タイの工業団地は、豊富な電力、水道供給、洪水防止、中央排水処理施設、廃棄物処分施設など工場の操業に必要なインフラとその他投資家へのインセンティブを提供する industrial town や industrial city と似ている。

工業団地は、(1) IEAT が単独で開発し、保有し、管理を行っているもの、(2) 民間ディベロッパーにより開発・管理されているが、IEAT の監督を受けているもの、(3) 民間ディベロッパーにより開発されたが、IEAT により管理されているものの3つに分けることができる。現在、13 県に 28 の工業団地があり、計 1,790 の工場が操業している。

- (2) インダストリアルゾーン (**Industrial Zone**) : インダストリアルゾーンは、一般的に民間セクターにより運営されており、指定の産業に属する工場のみを受入れている。DIW は、工場法 B.E. 2535 (A.D. 1992)30 条で、インダストリアルゾーン内の工場建設を支援することと規定されている。現在、全国に 22 のインダストリアルゾーンがある。これらのインダストリアルゾーンの対象産業として指定されている産業を以下に示す。

- 電子及び電子部品産業
- 自動車部品及び組み立て産業
- 宝石産業
- レンズ、時計、眼鏡など熟練技術産業
- 農産物加工産業など

- (3) 産業共同体 (**Industrial Community**) : 産業共同体は、DIW の支援のもと民間セクターにより運営されている。全国に5つの産業共同体があり、以下の3つに分類することができる。

- 長屋式工場 (Row building factory) は汚染をほとんど、あるいはわずかしか出さない産業共同体である。工場は排水を外部環境へ排出してはいけない。
- 工場家屋 (Factory house) は、汚染をわずか、あるいは中程度出す工場の集合体である。工場は敷地内に適切な排水処理施設の設置を求められ、日量 50m<sup>3</sup> を超えない排水を排出することを認められ

ている。factory house を所有する者は、共同排水処理施設を設置してもよい。

- 個別建物工場 (Individual factory building) はどのようなタイプあるいは種類の工場でも問題ないが、敷地内に排水処理施設を設置するか、共同排水処理施設での処理を行わなくてはならない。

(4) インダストリアルパーク (Industrial Park) : 民間セクターが土地、ユーティリティ、そして他の必要な施設あるいは工場から要望されたもの全てを用意している。全国に 28 のインダストリアルパークがあり、2,270 の工場が操業している。

### 5.2.2 工場登録

工場登録は、立地により以下のように3つに分類されている。

- (1) 単独で立地する工場、あるいはインダストリアルパークや産業共同体で操業する工場は DIW に登録しなければならない。登録手続きを図 5-3 示す。登録された各工場には、工場のタイプを示す特定の証書が発行される。
- (2) 工業団地に立地する工場は、IEAT により登録される。登録手続きを図 5-4 に示す。
- (3) インダストリアルゾーンに立地する工場は、すでに DIW に登録されている法人 (インダストリアルゾーン企業) に従っているので、DIW に登録する必要がない。

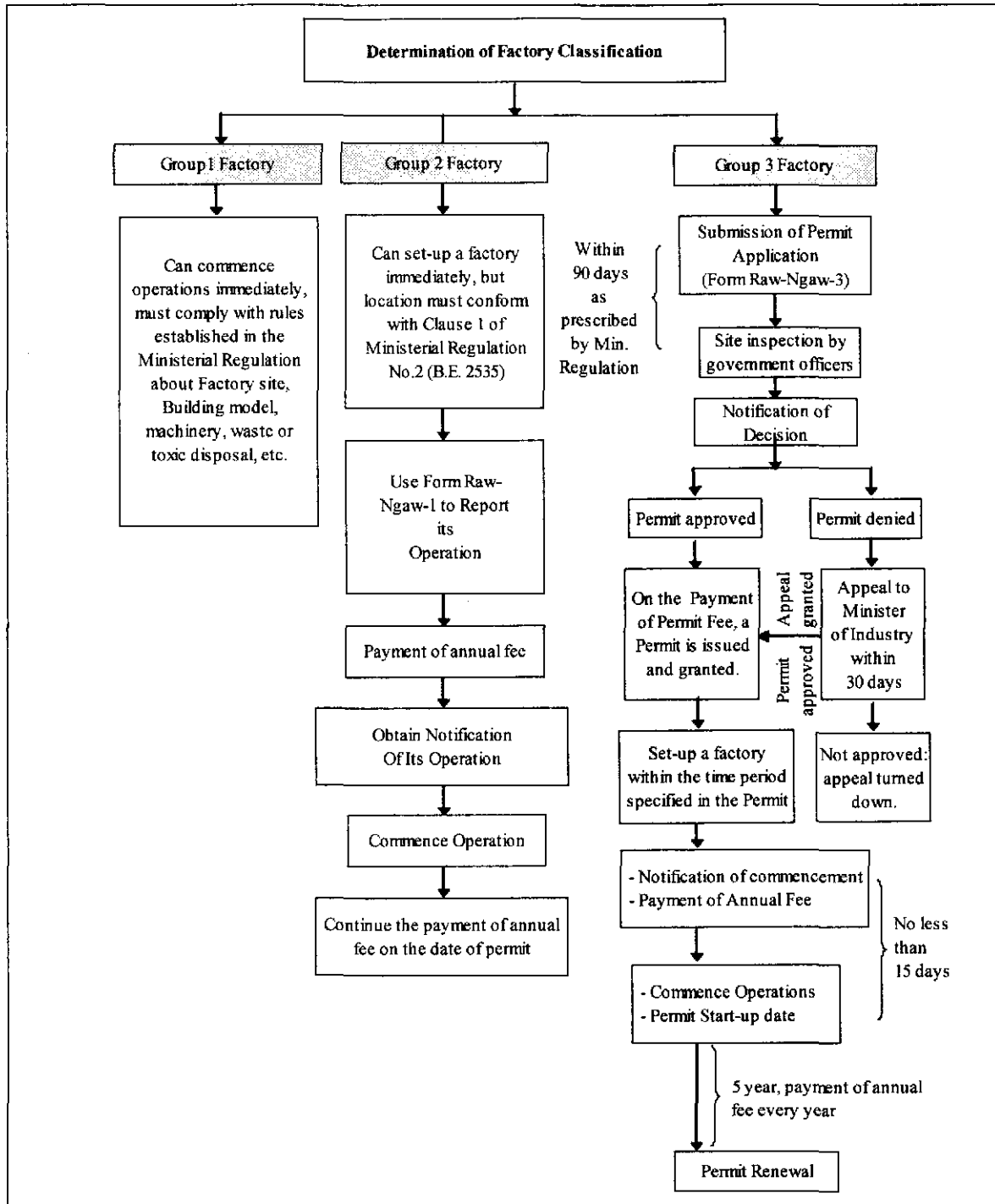
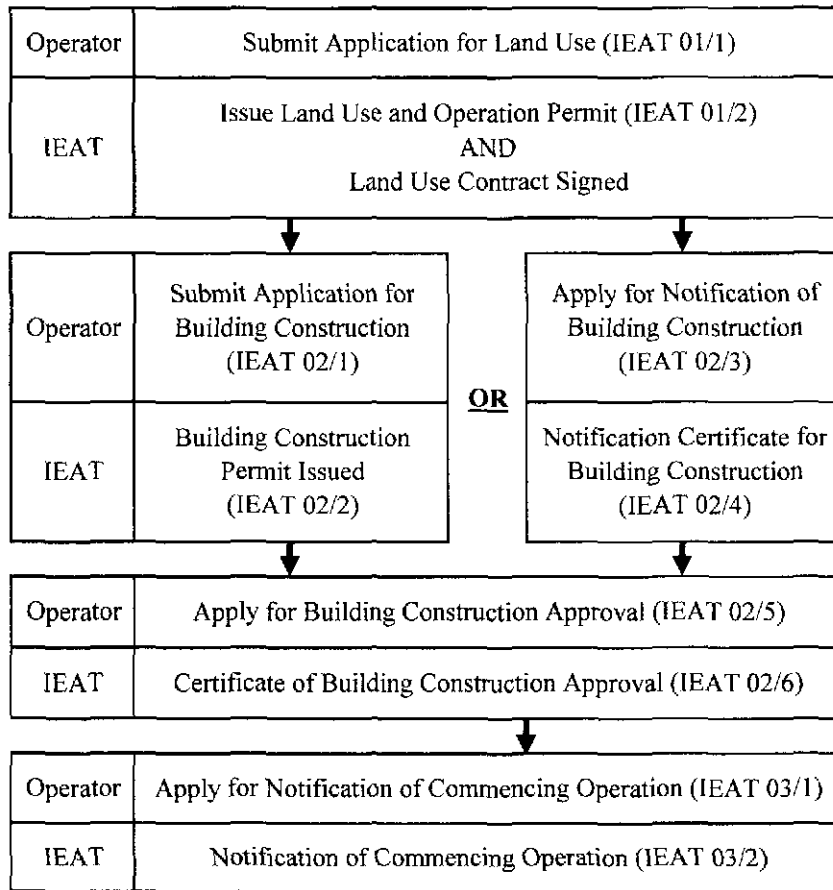


図 5-3: DIWへの工場認可申請の流れ



**List of Application and Permission Forms**

**1 Application for Land Use and Operation**

- 1.1 Land Use Application Form IEAT 01/1
- 1.2 Land Use and Operation Permit IEAT 01/2
- 1.3 Land Application Form IEAT 01/3

**2 Application for Construction**

- 2.1 Building Construction Application Form IEAT 02/1
- 2.2 Building Construction Permit IEAT 02/2
- 2.3 Application for Notification of Building Construction IEAT 02/3
- 2.4 Notification Certificate for Building Construction IEAT 02/4
- 2.5 Application for Building Construction Approval IEAT 02/5
- 2.6 Certificate of Building Construction Approval IEAT 02/6

**3 Application for Operation**

- 3.1 Application for Notification of Commencing Operation IEAT 03/1
- 3.2 Notification of Commencing Operation IEAT 03/2
- 3.3 Application to Expand Operation IEAT 03/3
- 3.4 Permission to Expand Land Use and Operation IEAT 03/4
- 3.5 Application to Renew Expired Operation Form IEAT 03/5
- 3.6 Renewal of Land Use and Operation Permit IEAT 03/6

図 5-4: 工業団地での土地利用及び操業のための手続き

### 5.2.3 産業廃棄物分類

工場法に基づく MOI 告示 No. 6 B.E. 2540 (A.D. 1997) と No. 1 B.E. 2541 (A.D. 1998) により、産業廃棄物は、有害廃棄物 (HW) と非有害廃棄物 (non-HW) の 2 つのタイプに分類されている (告示については Annexes 5.2.1 と 5.2.2 をそれぞれ参照)。

なお、有害廃棄物には、工場から発生する有害産業廃棄物とは別に商業活動、家庭など地域社会から発生するものがある。MOSTE/PCD は、この有害廃棄物を有害一般廃棄物 (Community Generated HW、CGHW) と分類して、1998 年にその調査を行った。しかしながら、この分類は 2002 年 9 月時点では法的な定義にはなっていない。この分類では CGHW には下記の廃棄物が含まれ、MOSTE/PCD、公衆衛生省 (MOPH)、地方行政等の様々な政府機関が関与している。

- 家庭からの有害廃棄物：電池、蛍光灯、殺虫剤や化学薬品の空き缶
- 港、空港などの有害廃棄物：遺棄された化学薬品、油脂類
- ガソリンステーションなどの油脂類
- 変圧器、整流器などに入った PCB
- 医療廃棄物
- ラボ、研究所の化学薬品、有害排水
- 農薬の缶
- 軍関係施設からの化学薬品

#### a. 有害廃棄物

上記の告示 No. 6 B.E. 2540 (A.D. 1997) に添付された廃棄物及び不要物の特性リストにより、有害産業廃棄物は 4 つのグループに分類されている。

グループ 1：発火性物質、腐食性物質、反応性物質、毒性物質、浸出性物質

グループ 2：不特定あるいは特定汚染源からの有害廃棄物

グループ 3：期限切れあるいは投棄化学物質、規格外化学物質、容器中の利用不能な化学物質、漏洩した化学物質を含んだ洗浄用溶剤

グループ 4：廃化学物質

これら 4 つのグループに属する有害産業廃棄物のリストと分析/同定方法を Annex 5.2.3 に、有害産業廃棄物の処分基準と手続きをそれぞれ Annex 5.2.4、Annex 5.3 に示す。

#### b. 非有害廃棄物

告示 No. 1 B.E. 2541 (A.D. 1998) は下記のグループ 1 のような性状の廃棄物 (但し、有害物で汚染されていないこと。)、あるいはグループ 2 のような特定の産業プロセスから排出される廃棄物 (但し、有害特性を示さないこと。) を、非有害産業廃棄物として示している。

##### グループ 1：タイプ別非有害産業廃棄物

(1) 製造工程あるいは製造に伴い発生する以下のような固形廃棄物、不要物、そして残渣。

- 植物の一部 (例：根、樹皮、葉) あるいは動物の一部 (例：骨、皮、毛、糞)
- 木の一部

- 古紙
- プラスチックや合成ゴムなど高分子化合物と樹脂
- 布、糸、織物
- 動物性油脂及び植物油
- 天然ゴム
- 金属及び金属合金（例：鉄、アルミニウム、銅、真鍮）
- ガラス、カレット、鏡、タイル、あるいはセラミックタイル
- 石、セメント、砂、あるいは粘土、砂、石などを含むタイル、レンガ、石膏、コンクリート

(2) (1)で定義された固形廃棄物及び利用不能物質の中で、MOI告示No. 6 B.E. 2540 (1997)に示された廃棄物により汚染、あるいは混合され、特性が変わってしまったものは、告示No. 1 B.E. 2541 (1998)では非有害産業廃棄物としては認められない。

#### グループ2：特定の産業プロセスからの廃棄物

- 化石燃料、バイオマス、可燃性物質を燃料とする燃焼プロセスで発生した灰
- 自動車部品及び自動車シュレッダー廃棄物
- バグフィルター、電気集塵機、サイクロン、スクラバーなどの大気汚染防止装置から出る粉塵
- 石油化学製造プロセスから出る廃触媒
- セメントキルンからの粉塵
- 産業排水処理施設から出る汚泥
- 皮なめし工場の排水処理施設から出る脱水汚泥
- 油井掘穿泥水
- 産業用炉、キルン、オーブンから出る耐火材
- 砂吹きからの砂
- 石炭ガス化プロセスからのスラグ
- 化石燃料燃焼プロセスにおける大気汚染防止設備から出る二酸化硫黄（粉塵）
- 皮なめし工場から出る残余あるいは粉塵
- 鉍石及び鉍物の選鉍滓

これらの廃棄物および不要物は、告示 No. 6, B.E. 2540 (1997)で指示された浸出テストにより、同告示に示される廃棄物又は不要物としての特性を有してはならない。

### 5.3 関係政府機関

産業廃棄物管理に関係する政府機関として以下のものがある。

- 工業省工場局 (DIW)
- 科学技術環境省 (MOSTE) 汚染管理局 (PCD)
- タイ工業団地公社 (IEAT) 及びその他の工場団地
- バンコク首都庁 (BMA) とその他の地方行政体

産業廃棄物管理に関する上記組織の役割と責任を以下に記す。

### 5.3.1 工場局(DIW)

DIW は工業省の一部署であり、工場法、有害物質法、揮発性物質使用法、機械類登録法、One Stop Service Center (Investment Service Center)に係わる首相府規定、そしてその他の関連法において規定されている様々な業務を遂行する権限を有している。DIW の主な責務は、環境保全、安全、衛生設備、省エネルギーを考慮して、産業活動を管理、監視、調整することである。また、持続可能な発展の為に工場の生産能力及び効率性を向上させることも DIW の責務であり、工場、機械、化学物質、有害物質、揮発性物質などに関する中央情報センターとしての役割も負っている。

DIW は、図 5-5の組織図に示すように 10 の部署に分かれており、876 名の職員が働いている。有害産業廃棄物管理を管轄する部署は、工場管理監視部 (Factory Control and Inspection Bureau) 1 から 4、工場環境技術部 (Factory Environmental Technology Bureau)、そして情報技術センター (IT Center) である。これら各組織及び工業省の地方工業事務所について以下にまとめる。

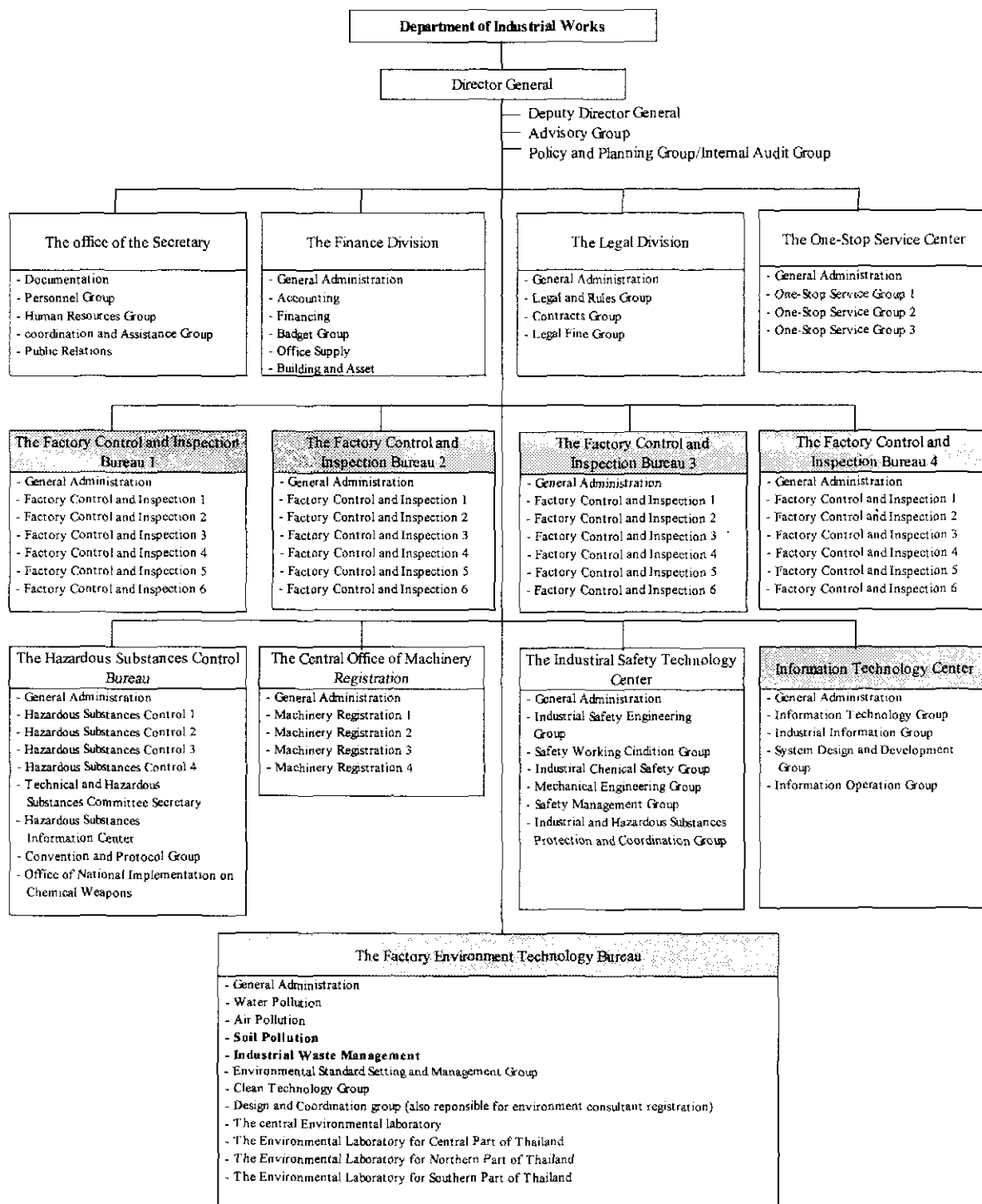


図 5-5: DIW組織図



**a. 工場管理監視部（Factory Control and Inspection Bureau） 1-4**

DIW には4つの工場管理監視部（Factory Control and Inspection Bureau）があり、タイ全土を4つに分けたそれぞれの地域にある工場の管理、監督、立入り検査を担当している。また、工場法で規定されているあらゆる業務も行っている。これら4つの部には、計 342 名の職員が属している（別の表現をすると、各部には 83-80 名の職員が所属している）。これら部の責務を以下にまとめる。

- (1) 工場での有害産業廃棄物の管理、監視、立入り検査及び揮発性物質の使用の防止
- (2) 工場登録に関する業務の遂行（機械類法）
- (3) 民間セクターに対する助言あるいは専門的助言の提供
- (4) 他の関係政府機関から割り振られた業務の遂行と調整

**b. 工場環境技術部（Factory Environmental Technology Bureau）**

工場環境技術部（Factory Environmental Technology Bureau）は、産業環境管理計画の策定や産業環境管理に適用可能な環境技術の開発と普及振興を担当している。部は、汚染物質や有害物質の試験分析の他、産業環境管理に関する専門的助言の提供や工業用水の調整なども行っている。

部の職員数は 79 名で、そのうち 10 名は、産業廃棄物の輸送免許の認可を担当している。部は9つのセクションから成る。

- 総務部門
- 水質汚染部門
- 大気汚染部門
- 土壌汚染部門
- 産業廃棄物管理部門
- 環境標準設定及び管理グループ
- クリーンテクノロジーグループ
- 企画調整グループ（環境コンサルタント登録も担当）
- 中央環境実験室及び地域事務所実験室

工場環境技術部の廃棄物管理に関わる責務を以下にまとめる。

- (1) 産業廃棄物に関連する以下のテーマに関する調査、収集、分析
  - 工場のタイプ及び数
  - 産業廃棄物の分類
  - 産業廃棄物の量
  - 産業廃棄物の取り扱いプロセス
- (2) 産業廃棄物管理政策発展のための計画立案
- (3) 産業廃棄物インベントリーの準備と工場からの産業廃棄物管理報告書の回収
- (4) 工場と工場管理監視部 1-4 のための、適切な環境管理（例えば、収集、輸送、無害化、安定化、焼却、埋め立てなど）に関する規則の設定
- (5) 埋め立て処分場周辺の水質と土壌のモニタリング及び調査

- (6) 将来の浄化計画のための有害廃棄物で汚染された地域の調査
- (7) 有害廃棄物で汚染された地域の浄化を目的とした企業との協力関係構築
- (8) 産業廃棄物に関する知識及び適切な管理に関する意識の構築と向上
- (9) 産業廃棄物管理に関して他関係機関との協力

c. IT センター

IT センターは、工場、環境、安全、そして機械類などに関する情報や統計資料の提供、評価を行っている。また、センターは、政策形成を支援することを目的として、情報センターとしての役割も担っている。

d. 工業地方事務所

工業地方事務所はバンコクを除き全国 75 箇所あり、以下を任務とする。

- 各種関連法（The Factory Law, the Mineral Law, the Mineral Tariff Rate, the Tin Control Law, the Underground Water Law, the Industrial Product Standard Law、他）の施行の推進。
- 県レベルにおける工業開発計画の策定とその実行の評価。
- 業務に関わる他機関との調整及び支援。

工業地方事務所は組織上は MOI の Office of the Permanent Secretary の下に置かれているが、MOI がその業務を地方レベルで遂行するために、関連部署から職員が派遣されている。DIW からは前述の工場管理監視部が、各工業地方事務所にインスペクターを配置している。例として Nonthaburi 事務所の位置付けを以下に示す。

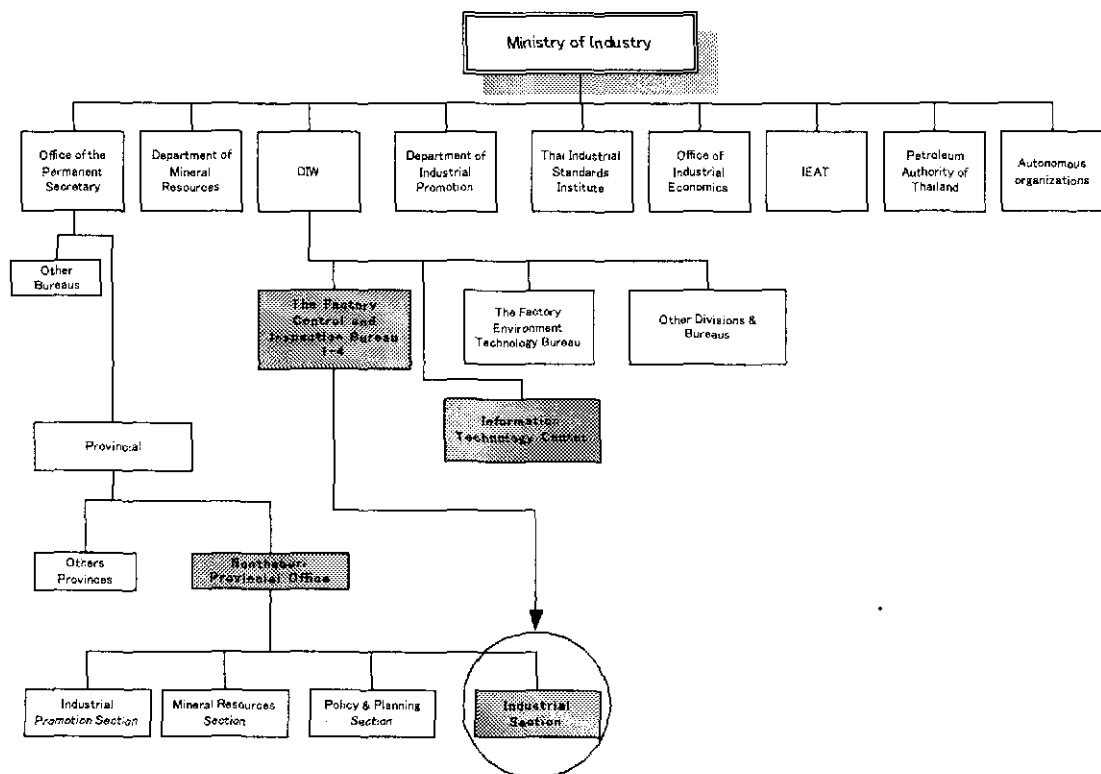


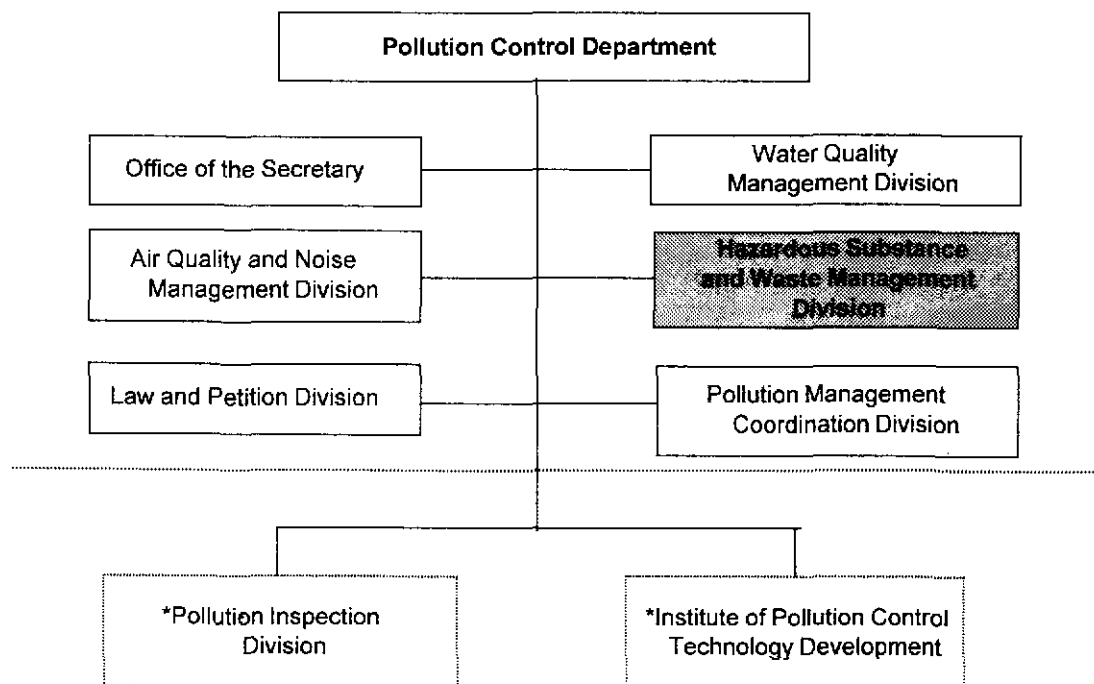
図 5-6: 地方工業事務所の位置付け (Nonthaburi事務所の例)

### 5.3.2 汚染管理局(PCD)

MOSTE 汚染管理局 (PCD) は、以下に示す役割を担っている。

- 汚染防止の観点から、環境質の保全と向上に関する国の政策及び計画立案のための意見を進言すること。
- 環境質基準及び排水・排ガス基準を作成し、推奨すること。
- 汚染により引き起こされる問題を抑制し、防止し、修復するなどの対策を含めた環境質管理計画を策定すること。
- 国全体の環境状況をモニタリングし、汚染状況に関する年報をまとめること。
- より健全な水、大気、有害物資、固形廃棄物管理の実現を目指して、応用可能な環境管理システム、体系、技術の開発を行うこと。
- 汚染防止に関し、国家環境質向上保全法（1992）で規定されているあらゆる業務を遂行すること。
- 汚染に関連する一般からの苦情に対応すること。

図 5-7の組織図に示すように、汚染管理局は、官房室、水質管理部、大気・騒音管理部、固形廃棄物・有害廃棄物管理部、公害苦情部、汚染管理・調整部の6つの部からなる。また、現在、PCDには291名の職員、66名の常勤スタッフ、150名の非常勤スタッフが働いている。



\*Note: These divisions are temporarily provided by internal arrangement within PCD.

図 5-7: 汚染管理局の組織図

有害廃棄物管理を管轄するのは、固形廃棄物・有害廃棄物管理部である。この部では、77名の職員が働いている。この部の責務を以下にまとめる。

- (1) 有害廃棄物・固形廃棄物管理に関し、国家環境質向上保全政策及び計画を支援すること。
- (2) 地方レベルに加えて、公害防止分野や環境保全の分野における有害廃棄物・固形廃棄物管理に関する環境室管理計画及び行動計画の立案をすること。
- (3) 不適切な有害産業廃棄物管理による問題を防止し、解決するために、行動計画及び危機管理計画を立案すること。
- (4) 有害物質・固形廃棄物に関する全国的な監視と立入り検査の実施と環境状況及び有害廃棄物・固形廃棄物による汚染状況に関する報告書を作成すること。
- (5) 再利用とリサイクルを含めて、より健全な有害廃棄物・固形廃棄物管理の実現のため、適切なシステムと技術を開発すること。
- (6) 有害産業廃棄物管理に係わる他の組織と協力、あるいは支援すること。

### 5.3.3 タイ工業団地公社(IEAT)

IEATは、タイ工業団地公社法 B.E. 2522 第6条に従い設立された工業省傘下の法人である。設立の目的を以下にまとめる。

- (1) 工業団地建設あるいは拡張に適切な土地を取得すること。
- (2) 取得した土地に、道路、電気、水道供給施設、排水集水システム、排水処理施設などの必要な公共ユーティリティーを整備すること。
- (3) 工業団地内に、必要な動産、不動産をリースあるいは購入すること。
- (4) IEATの目的に有利になる、あるいは達成するためのあらゆる業務を遂行すること。
- (5) 上記の目的(1)、(2)、(3)を達成するために、関係他機関と協力すること。
- (6) 工業団地内での民間セクター及び公共セクターの活動を管理すること。

図 5-8の組織図に示すよう、IEATは10部門からなる。

有害産業廃棄物管理を管轄するのは、環境安全管理部である。IEATには計640名の職員がいるが、そのうち17名が環境安全管理部に属している。

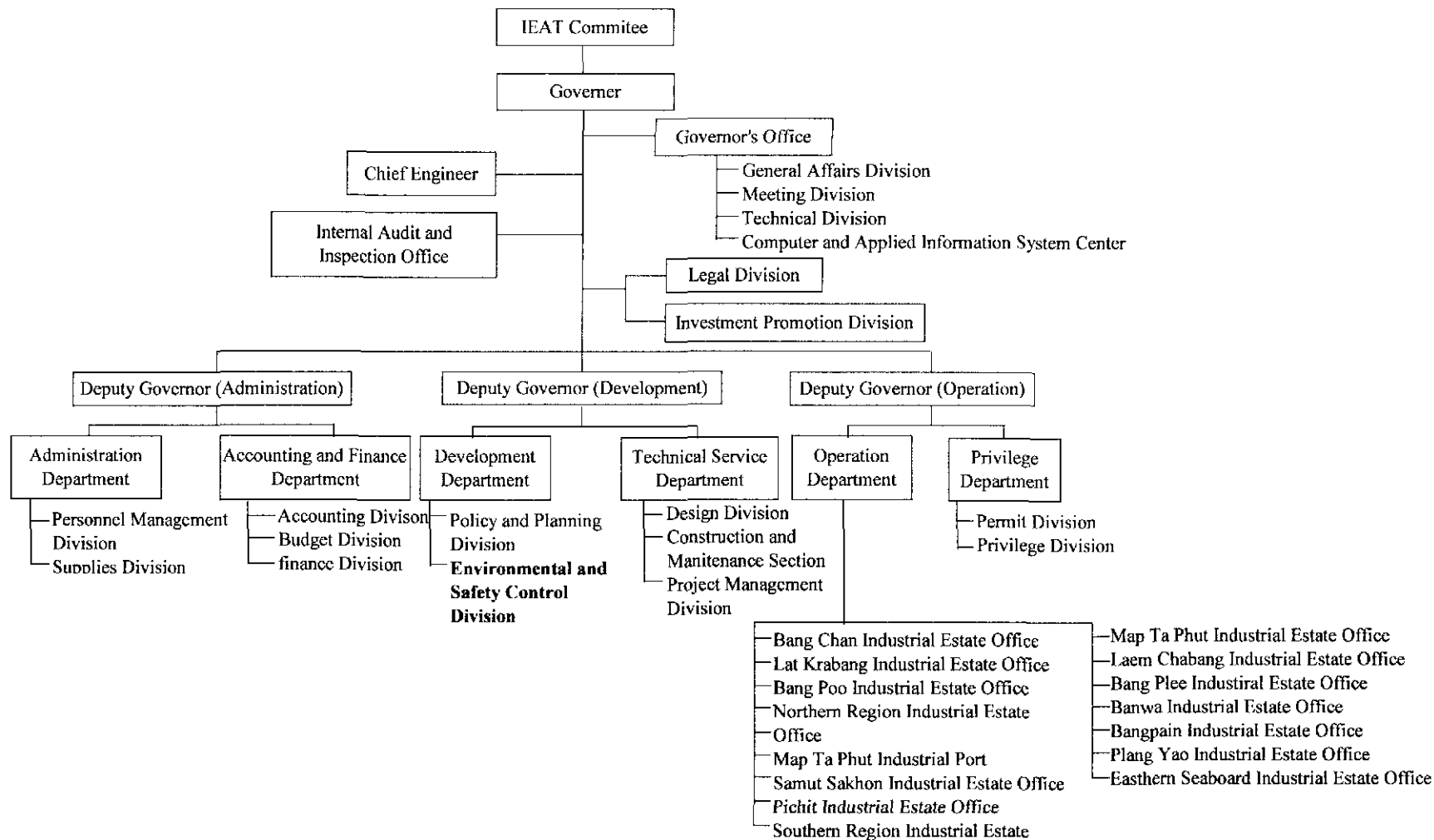


图 5-8: IEAT組織図

### 5.3.4 バンコク首都庁(BMA)とその他の地方行政体

産業廃棄物の一部は、都市廃棄物管理を管轄する地方行政体により、都市廃棄物といっしょに収集されている。

BMA は、特別地方行政機関で、50 の区を管轄している。BMA には、固形廃棄物管理を担当するセクション、清掃部がある。この部の責務は、バンコク首都圏における固形廃棄物及びし尿管理計画の策定と実施、固形廃棄物・し尿の処理、そして移動トイレの提供である。

BMA の職員数の総計は 59,707 名で、そのうち職員が 18,537 名、常勤スタッフが 24,144 名、非常勤スタッフが 17,026 名である。清掃部では、412 名の正規職員が 1,549 名の常勤スタッフと 555 名の非常勤スタッフと共に働いている（計 2,516 名）。組織図を図 5-9 に示す。

部は 5 つの課からなる。

- (1) 管理課は、事務管理、法律関係、人事、経理、広報を担当している。
- (2) 公共清掃サービス課は、固形廃棄物の収集を改善するため、及び感染ごみ・有害ごみ・建設廃棄物など区の管轄ではないごみの収集に係わる問題を改善するため調査を行い、区の清掃サービスを支援する。
- (3) 廃棄物管理課は、し尿の回収、処分、管理を担当する。
- (4) 廃棄物処分課は、固形廃棄物の回収、処分、監督を担当する。また、固形廃棄物処分場を設置するために必要なあらゆる業務を遂行する。
- (5) 技術企画課は、清掃マスタープランの立案、収集データのコンピューター管理、固形廃棄物最少化と分離を推進するための行動計画立案、廃棄物回収及び処分システムの調査・分析、研究室から排出される廃棄物成分の調査・分析などを担当する。

調査対象地域にある市などその他の地方行政体も、固形廃棄物の収集、管理、処分の責任を負っている。これらの市のほとんどには、清掃部があり、これらの部が上記の職務を担当している。市の組織図の一例を参照として図 5-10 に示す。

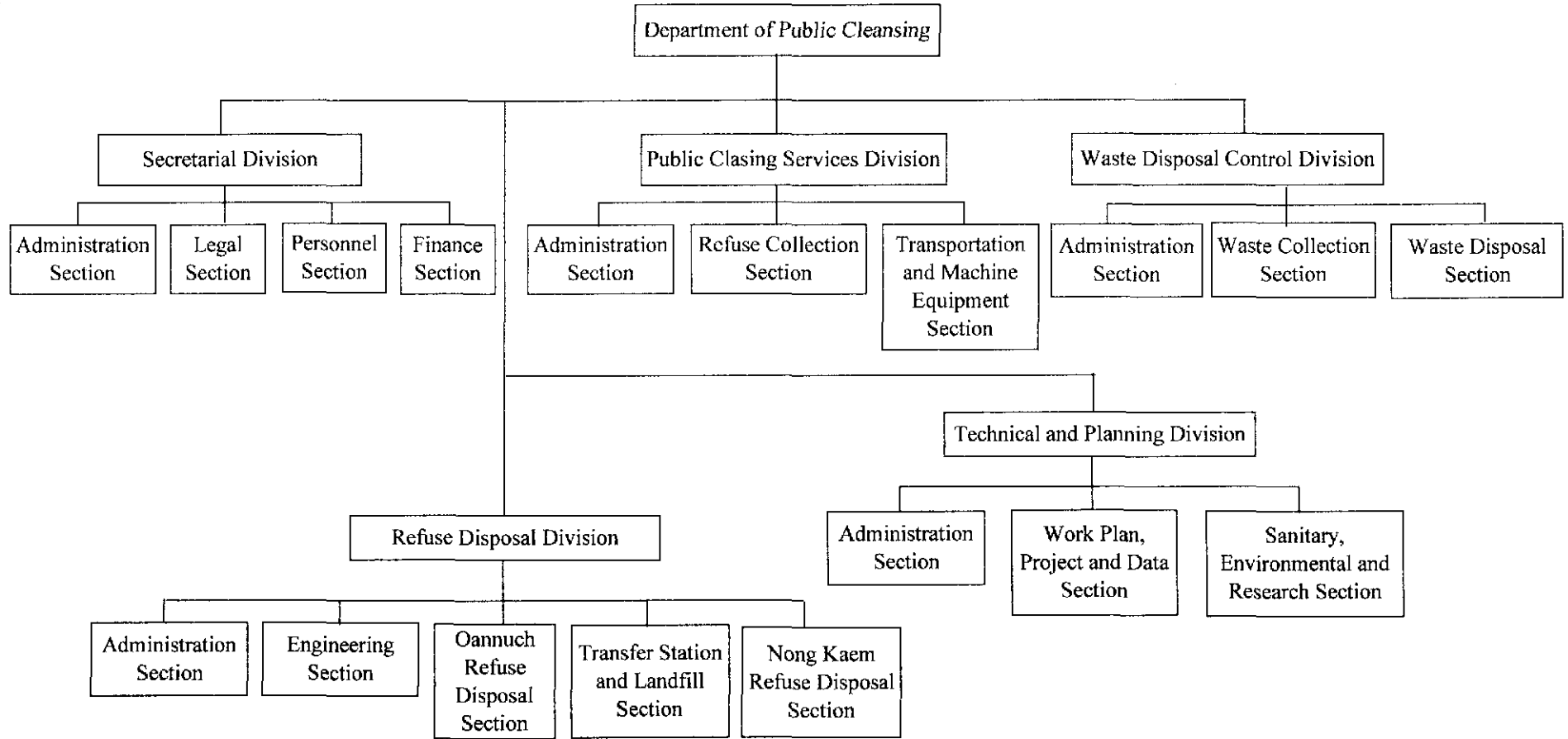


図 5-9: BMA清掃部の組織図

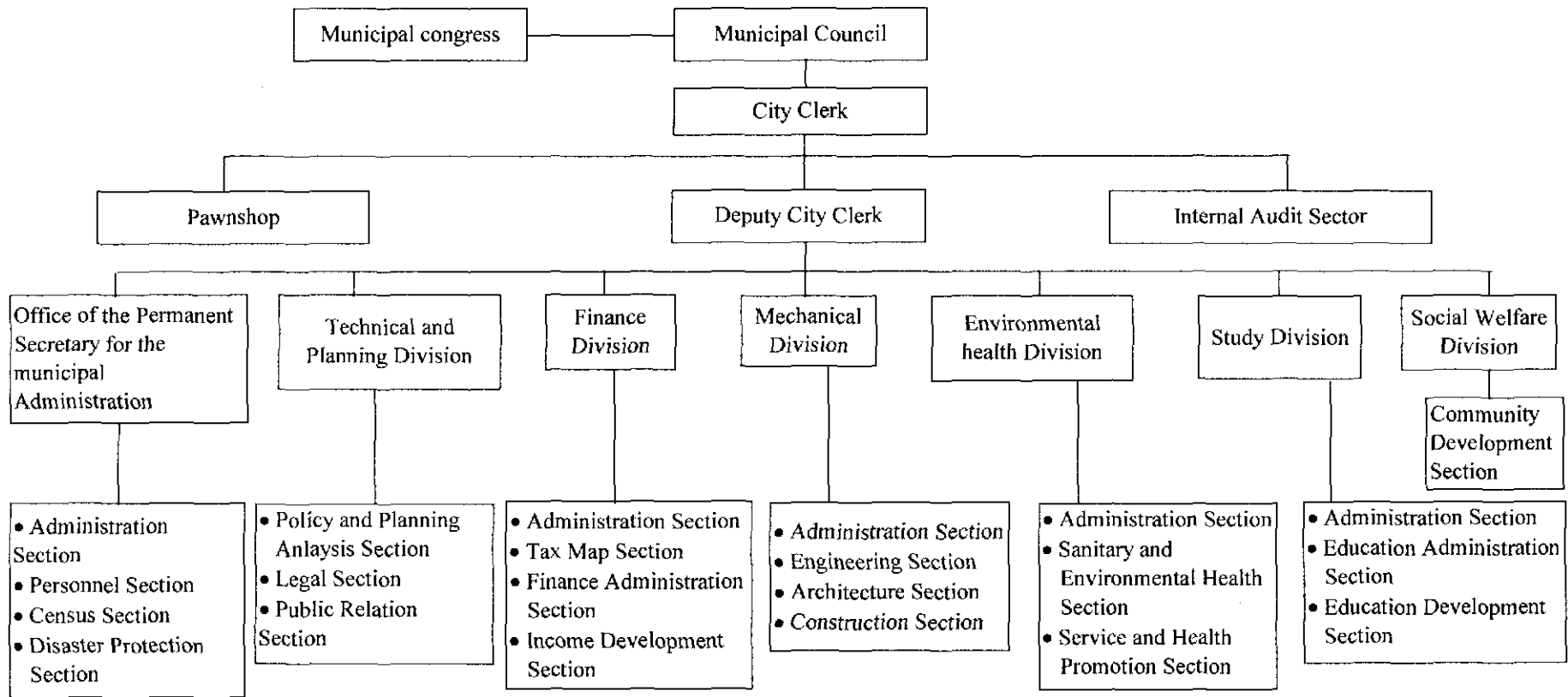


図 5-10: 市の組織図



## 5.4 法制度

### 5.4.1 産業廃棄物管理に関する法律・規則

DIW と IEAT は産業廃棄物管理を所轄している。DIW は工場法に基づき工場を取締まるのに対し、IEAT は工場団地公社法に基づき、工場団地内に立地する工場のみを取締まる。下図にこれらの法の下に定められた規則、告示、通知の関係を示す。

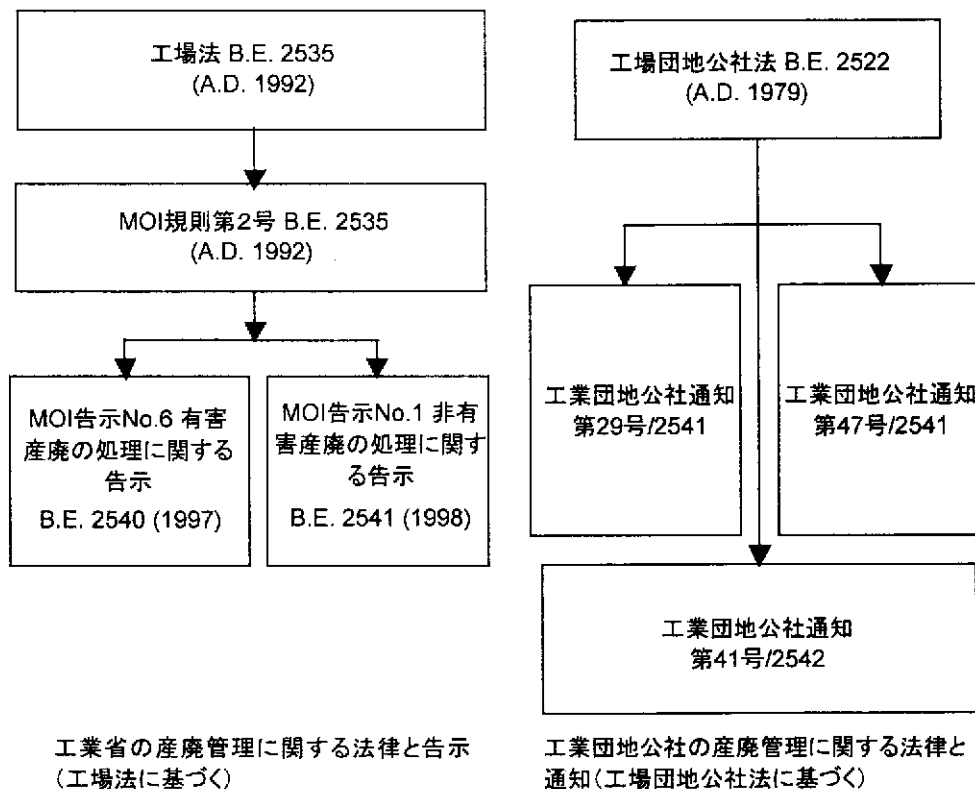


図 5-11: 工場法、工場団地公社法と規則、告示、通知の関係

また、国の環境の向上と保全に関する法律 (Enhancement and Conservation of the National Environmental Quality Act) により、環境汚染防止の観点から科学技術環境大臣の名において有害物質管理に関する規則を制定することができる。科学技術環境省の汚染対策局は有害廃棄物のマニフェストシステムを整備しつつある。

産業廃棄物に関する主要な法律と規則の概要を以下の表にまとめた。

表 5-4: 産業廃棄物管理に関する法律と規則の概要

法律・規則	概要
1. 公衆衛生法 B.E. 2535 (A.D. 1992)	<p>第4条：固形廃棄物とは、紙くず、布くず、厨芥、廃品、プラスチック袋、食品包装、灰、動物の糞や死体などをいう。</p> <p>第18条：地方行政体はその所轄地域内の廃棄物処理を責務とする。</p> <p>第19条：何人も知事他の許可権者の許可なくして、報酬を得ることを目的に廃棄物の収集・運搬・処理をしてはならない。</p> <p>許可事項に違反した場合の罰則は第54条から第63条に定める。</p>

法律・規則	概要
2. 工場法 B.E. 2535 (A.D. 1992)	第8条：工業大臣は以下の事項に関する省令を定めることができる。 (1) 工場の立地場所、建物の使用、工場内の環境に関する基準 (2) 工場の操業に伴う廃棄物や汚染物質その他周辺環境に影響を及ぼすものの排出を管理する方法と基準 (3) 工場の操業に関する定期的な報告
3. MOI規則第2号 B.E. 2535 (A.D. 1992)	第4条：廃棄物や汚染物質その他周辺環境に影響を及ぼすものの排出管理について 第13項：廃棄物と不要になった材料の処理 (1) 工場操業の許可を受けた者は廃棄物や不要になった材料が散乱することないように、場内を清潔に保ち、適切なおみ保管場所を確保する。 (2) 工場操業の許可を受けた者は、汚染された廃棄物と不要な材料を分けて保管する。王国政府官報に定める特殊な廃棄物、不要な材料については官報に定める方法により処理する。
4. MOI告示No.6 B.E.2540 (A.D. 1997) 有害産廃の処理に関する告示	Annex 2に定める有害産廃あるいは有害な不要材料を工場外に持ち出す場合には、工場操業者はDIWの許可を得るものとする。また、廃棄物の種類、量、性質、保管・運搬・処理・最終処分の方法と施設についてローゴ <sup>1</sup> 6の様式を用いて、工場操業開始から90日以内、および毎年12月30日までに報告するものとする。
5. MOI告示No.1 B.E. 2541 (A.D. 1998) 非有害産廃の処理に関する告示	Bangkok、Samut Prakarn、Nonthabuti、Pathum Thani、Samut Sakhon、Nakhon Pathom、Chonburi、Chachoengsao、Rayong、Prachinburi、Nakhon Ratchasima、Laumphun、Saraburi、Pra Nakorn Sri Ayudhayaの14県に立地する工場は非有害であっても、Annex 1, 2に定める産廃あるいは不要な材料を工場外に持ち出す場合には、工場操業者はDIWの許可を得るものとする。
6. 工業団地公社法 B.E. 2522 (A.D. 1979)	第10条：IEATは関連する法律・規則に基き、工場団地内に立地する工場を管理し、衛生上あるいは環境に対する問題を防止するための対策を講じることができる。 第42条：工業団地内での工場の設立、操業は関連する工業関連の法律に従う。設立および操業の許可はIEATの所轄とする。
7. 工業団地公社通知第29号/2541、第47号/2541、第41号/2542	いかなる産廃であっても工場外に持ち出す場合には、工場操業者はIEATの許可を得るものとする。工場操業者は通知第41号/2542に定める様式で廃棄物運搬管理票を作成し、工場査察の際に提示するとともに、翌月の7日までにIEATに報告する。

<sup>1</sup> ローゴはタイ語の略語で工場を意味する。様式ローゴ1～4は、その工場がバンコクに所在する場合にはDIW本部に、それ以外の地方に所在する場合には地方工業事務所に提出し、あるいは許可を受けることとされている。また、工場の操業状況は様式ローゴ5を用いて工業省工場経済室に報告する。有害廃棄物の排出状況についてはローゴ6の様式で報告することとされており、グループ3に該当する工場からDIWに直接提出する。なお工場の分類グループ1、2、3については、5.2.1節参照のこと。グループ1については、登録の必要がない。

様式名	申請あるいは許認可の内容	書類提出者、提出先・審査組織
ローゴ1	グループ2に該当する工場の設立届出	工場所有者→DIW
ローゴ2	ローゴ1及び登録手数料の受領確認証	DIW→工場所有者
ローゴ3	グループ3に該当する工場の設立申請	工場所有者→DIW
ローゴ4	グループ3に該当する工場の設立許可	DIW→工場所有者
ローゴ5	工場の操業状況の報告書(毎年次)	工場所有者→Office of Industrial Economics (工業省工場経済室、DIWとは別組織)
ローゴ6	有害廃棄物の排出・処分状況報告書(毎年次)	工場所有者→DIW

法律・規則	概要
8. 国家環境質向上保全法 (NEQA) B.E. 2535 (A.D. 1992)	第79条により、他に規制する法律がない場合、科学技術環境大臣は汚染対策委員会の助言を受けて、化学物質の生産や使用から生じる有害廃棄物、工業、農業、衛生その他の活動で使用する有害物質で、管理が必要とされるものの種類やカテゴリーを定める規則を制定することができる。このため、回収・保管・安全使用、運搬、輸出入に関する規則や方法を規則で定める。また、適正な使用・処理・処分方法についても規則で定める。

## 5.4.2 各所轄機関の管理体制

### a. DIW による管理

#### a.1 MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)による有害廃棄物管理

MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997) では、工場操業者に対し、工場内で発生した有害廃棄物の適正管理と、工場外に持ち出す場合の DIW からの運搬許可の取得を求めている。また、同告示に示す様式ローグー 6 にしたがって廃棄物の発生と処理について毎年報告するよう求めている。このローグー 6 の第 3 ページ目に有害産業廃棄物マニフェストを添付するよう求める記述があるが、マニフェストを規定する法的根拠はなく、現状では GENCO のような処理会社が顧客サービスの一環として、マニフェスト様の廃棄物運搬記録を発行しているに過ぎず、これがローグー 6 に添付されて提出されている。

#### (1) 運搬許可

同告示の第 2 条では、有害廃棄物を工場外に持ち出す場合には事前に運搬許可を DIW から得ることとされている。運搬許可の申請用紙を Annex 5.3.1 に示す。廃棄物の種類と分類されている告示中の条項番号、運搬回数、量 (ト/年)、処分の方法と処分者を記載することとされており、この申請にたいして、DIW が審査した上で許可を発行する。

しかし、運搬許可は次の年の運搬予定であって、当該年の運搬実績を示すものではない。

#### (2) ローグー 6 (有害廃棄物の処分に関する年次報告書)

同告示第 3 条では工場操業者に、告示で定める有害廃棄物の管理実績をローグー 6 の様式で DIW に報告するよう定めている。様式は以下の 5 枚からなる。

- シート 1 廃棄物・不要な材料の処分方法の詳細
- シート 2 保管、無害化処理、埋立て処分の位置を示す地図
- シート 3 移動・運搬方法
- シート 4 埋立て後のモニタリングプラン (もしあれば)
- シート 5 緊急時の対応計画

廃棄物の種類と分類されている告示中の条項番号、量 (ト/年)、処分の方法をシート 1 に記載する。運搬者の氏名、住所、運搬方法、使用するコンテナについてはシート 3 に記載する。様式を Annex 5.3.2 に添付する。

#### a.2 MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998) による非有害廃棄物管理

MOI 告示 No.1 B.E.2541 (B.E.2541, 1998) は以下の 14 県に立地する工場で発生した非有害産業廃棄物に関するものである。

Bangkok	Chachoengsao
Samut Prakarn	Rayong
Nonthaburi	Prachinburi
Pathum Thani	Nakhon Ratchasima
Samut Sakhon	Lamphun
Nakhon Pathom	Saraburi
Chonburi	Phra Nakhon Si Ayutthaya

第 2 条では非有害廃棄物を工場外に持ち出す場合には事前に運搬許可を得ることとされている。運搬許可の申請書および許可証そのものの様式は有害産業廃棄物のものと同様である。

こちらの運搬許可も同様に、事前の計画に過ぎないが、告示 No.1 では廃棄物の発生・管理に関する年次報告の提出を求めている。したがって、運搬許可のとおり実施されたかどうかを確認するすべはない。

### a.3 原材料等に関する管理制度

工業省告示 No.9 B.E.2538 (1995) でリストアップされた業種については、使用原材料や製品など工場操業に関する全般的なデータをローゴー 5 と呼ばれる様式にしたがって報告しなければならない。再生材料を使っている場合も同様である。報告先は DIW ではなく、同じく工業省の産業経済室である。

### a.4 規制の施行

#### a.4.1 工場立ち入り検査

工場立ち入り検査は、前述の工業地方事務所のインスペクターが行う。検査対象は工場法が規定する全ての工場（5 馬力以上の動力又は 7 人以上の従業員を使う）が対象となる。原則として、各工場は年に一度の検査を受けるが、公害などの問題の恐れが少ない小規模工場などは二、三年に一度となる。また近隣住民から工場に対する苦情を受けた場合には、直ちに検査を行う。Nontuaburi 事務所の場合、6 人のインスペクターがおり、一人は月に 12 工場を検査する。

工場は 5.2.1 にあるように規模やタイプ別にグループ 1、グループ 2、グループ 3 に分類されるが、それぞれの場合での立ち入り検査の手順を以下に示す。

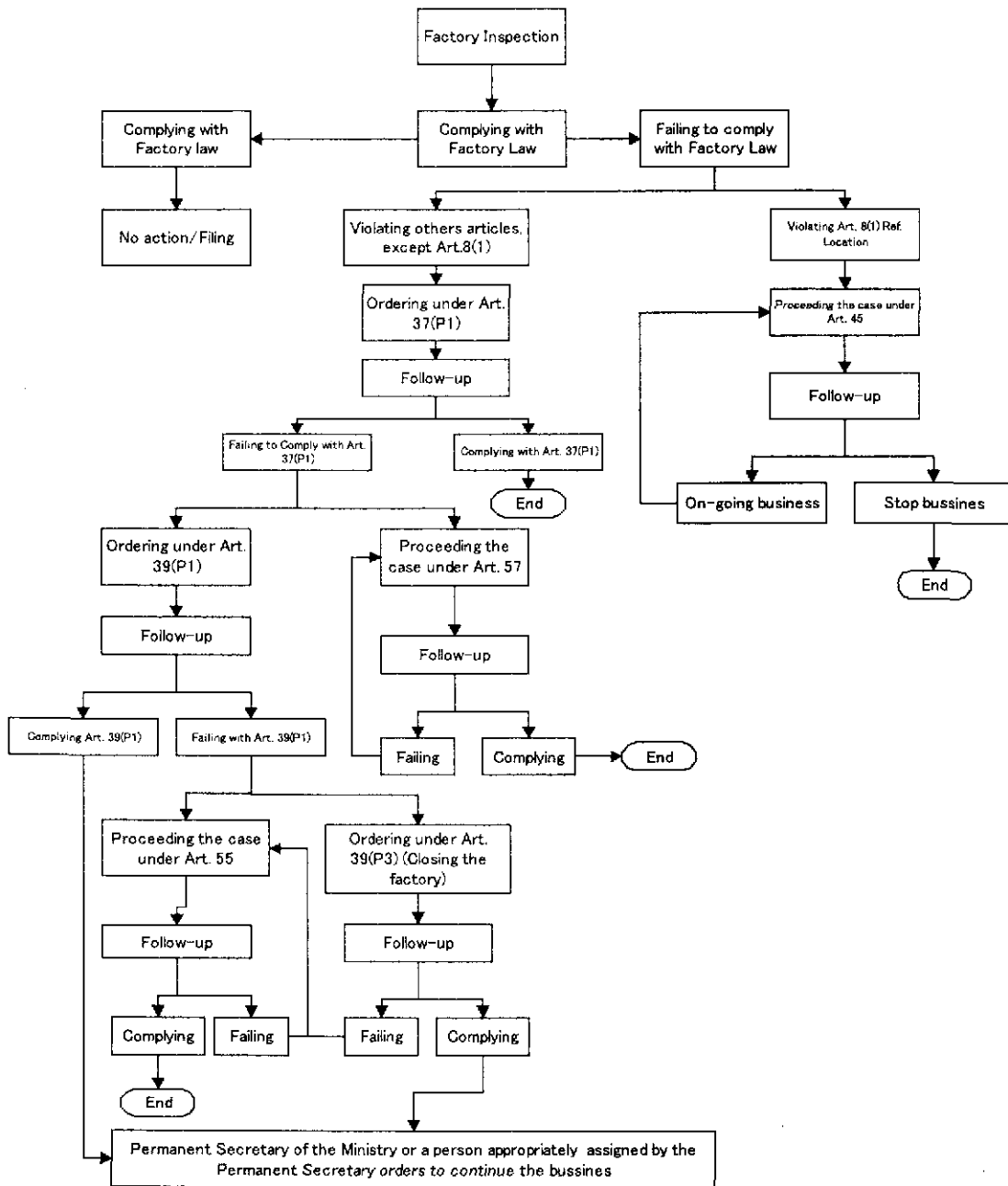


図 5-12: グループ1の工場立ち入り検査手順

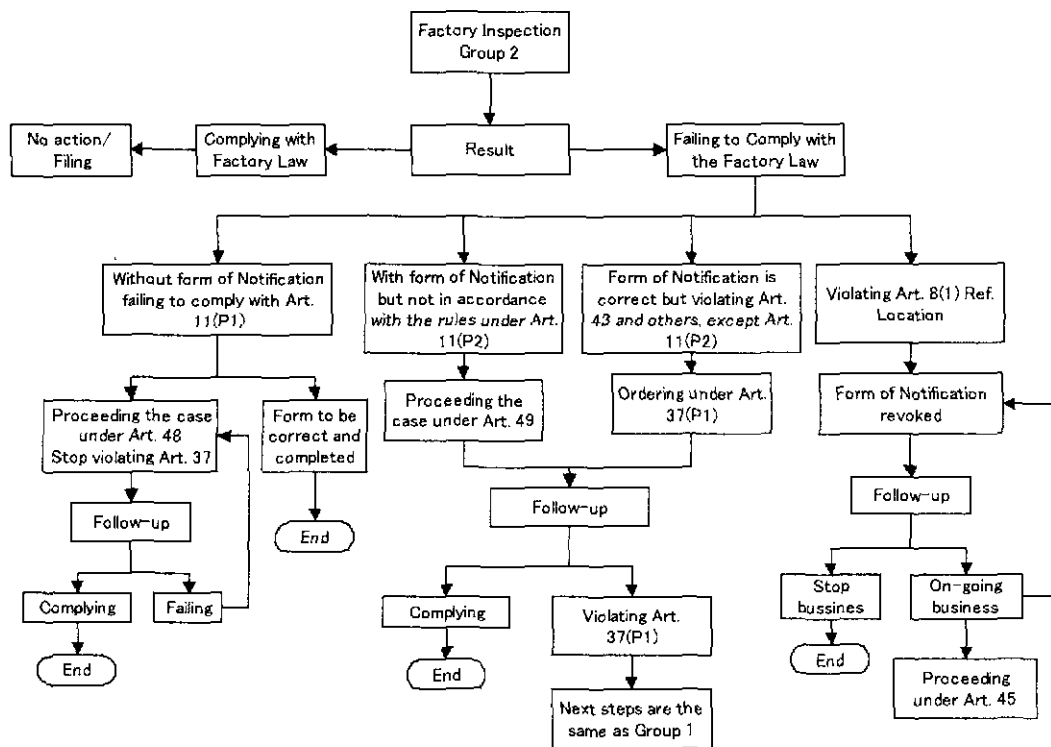


図 5-13: グループ2の工場立ち入り検査手順

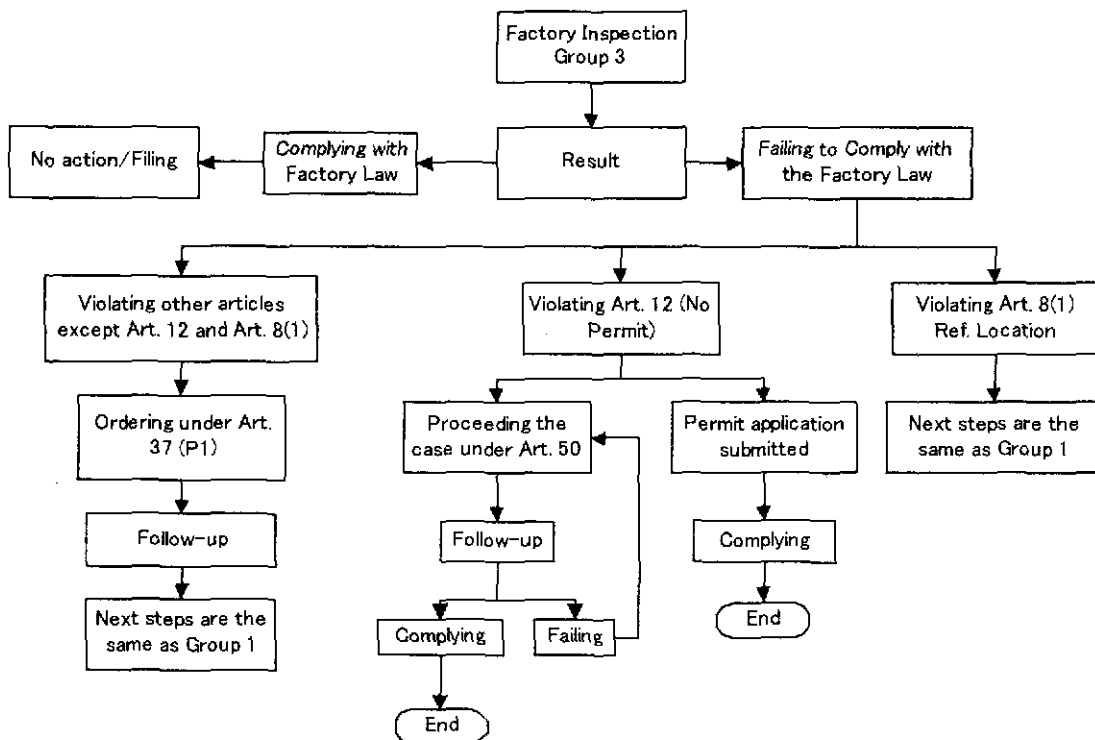


図 5-14: グループ3の工場立ち入り検査手順

#### a.4.2 罰則

罰則規定は工場法の第3章、第45条から第65条に規定されている。上記 MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997) と MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998) は、1992年の工業省令第2号に基づくものであるが、この省令は工場法第8条を規定したものであり、その罰則は同法第45条に示されている。なお2001年度の会計年度(2000年10月～2001年9月)において、騒音、排水、大気汚染、悪臭、交通妨害などの問題があった工場に対する DIW の対応は全国で、告発 393 件、改善勧告 1,130 件、一時操業停止 140 件、是正(問題解消) 618 件、詳細調査の継続 874 件であった。

#### b. IEAT による管理

IEAT が開発・管理している工業団地内に立地する工場の場合には、公害対策他すべての面について IEAT の指導を受ける。IEAT では、工場から出る廃棄物を IEAT 通知第 47 号/2541 年により 3 つのタイプ、すなわち、有害廃棄物、固形廃棄物、一般廃棄物である。IEAT はこれらのカテゴリーごとに運搬許可を求めさせ、排出工場に廃棄物運搬管理票(通知に様式を例示)を作成させることで管理している。

運搬許可申請書と、廃棄物運搬管理票に記載すべき項目を、廃棄物のタイプごとに下表に示す。工場はこれらの他、廃棄物の処理実績を毎月 IEAT に報告しなければならない。

表 5-5: 運搬許可申請書に記載すべき項目

	有害産業廃棄物	非有害産業廃棄物	一般廃棄物
廃棄物のコード番号	MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)に定めるコード	MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998)に定めるコード	記載不要
条項番号	MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)にいう条項番号	MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998)にいう条項番号	記載不要
廃棄物の種類	MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)に定める名称	MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998)に定める名称	公衆衛生法 2535 (1990)にいう名称
年間運搬回数	記載する	記載する	記載する
量(トン/年)	記載する	記載する	記載する
処分方法	記載する	記載する	記載する
処分者の氏名	記載する	記載する	記載する

表 5-6: 廃棄物運搬管理票に記載すべき項目

	有害産業廃棄物	非有害産業廃棄物	一般廃棄物
廃棄物のコード番号	MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)に定めるコード	MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998)に定めるコード	記載不要
条項番号	MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)にいう条項番号	MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998)にいう条項番号	記載不要
廃棄物の種類	MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)に定める名称	MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998)に定める名称	公衆衛生法 2535 (1990)にいう名称

分類 (*1)	記載する	-	-
物理的性状	記載する	-	-
コンテナの容量	記載する	記載する	-
コンテナの数量	記載する	記載する	-
量(トン、タン(*2)、m <sup>3</sup> など)	記載する	記載する	記載する
注意書き	記載する	記載する	記載する

(\*1) 有害廃棄物の分類法は国連分類に準拠する

(\*2) タンはタイの単位で 20リットルに相当

#### c. 公衆衛生法に基く地方行政体の管理

第 4 条で同法の対象とする廃棄物を定めているが、現在の定義は一般的なもので、明確には産業廃棄物に言及していない。

第 18 条では市のような地方行政体に廃棄物収集の責任があるとしており、地方行政体は自ら収集してもよいし、第三者に命じて収集させてもよいとしている。

このように地方行政体の産業廃棄物に関する責任は明確には規定されていないものの、地方行政体が産業廃棄物も収集するとの解釈にたってきたし、これまで収集してきたのも現実である。

公衆衛生省では公衆衛生法の改正に着手しており、その改正の要点は以下のとおりである。

- 廃棄物を以下の 3 種類に分類する
  - タイプ 1：都市廃棄物
  - タイプ 2：感染性廃棄物
  - タイプ 3：非有害産業廃棄物
- 公衆衛生法では、これら 3 タイプの廃棄物はすべて地方行政体に収集・管理の責任があるとしている。一方、非有害産業廃棄物については MOI 告示 No.1 B.E.2541 (1998) により、同告示にいう 14 県では工業省が所轄している。このように、基本的責任は地方行政体にあるが、上記の告示のように、別途定めがある場合には、それが優先すると考えられている。

#### d. 汚染管理局による管理

PCD/MOSTE は有害廃棄物の管理システムを統一しようとして努力を重ねてきたが、それには関連する全ての機関を召集し、各々の役割を明確にする必要があった。汚染対策局では「有害廃棄物マニフェストシステムハンドブック 2000」を作成し、マニフェストシステムの普及に努めてきた。

このマニフェストで対象とする有害廃棄物は MOI 告示 No.6 B.E.2540 (1997)にいうものと同様である。

##### d.1 関連する省庁

PCD ではシステムに関与する省庁として以下の省庁を挙げている。



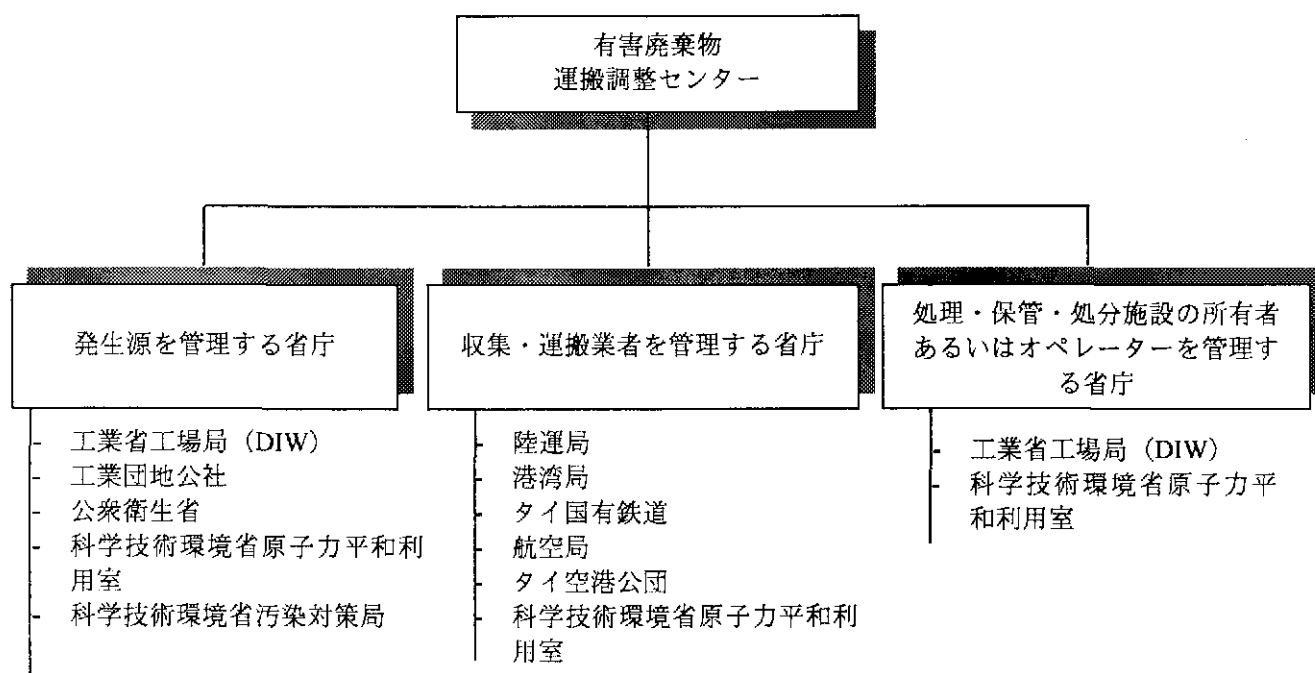


図 5-15: 有害廃棄物運搬調整センターに関する省庁

出典：Handbook of Hazardous Waste Manifest System , Pollution Control Department, 2000

#### d.2 計画中のマニフェストシステム

マニフェストシステムの目的は有害廃棄物処理における各アクターの役割を特定することである。すなわち、発生源、収集・運搬業者、処理業者、処分業者である。

マニフェストのフォームは 6 枚つづりでそれぞれが、廃棄物の処理に関与した者が保管あるいは送付するものである。

- 1) 処分業者が所轄政府機関に提出
- 2) 発生者自らが保管
- 3) 発生者が所轄政府機関に提出
- 4) 収集・運搬業者自らが保管
- 5) 処分業者自らが保管
- 6) 処分業者が発生者に返送

マニフェストの各シートの動きを下の図に示す。

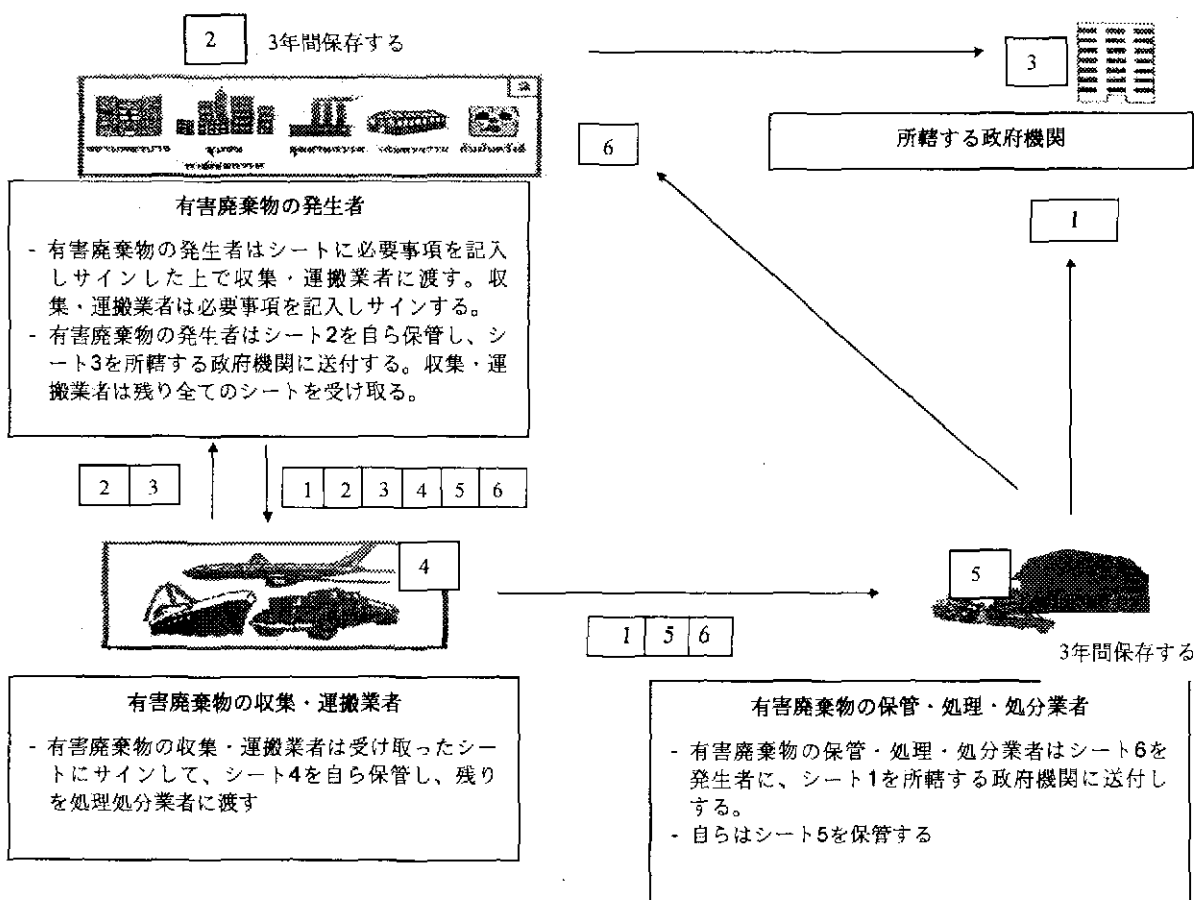


図 5-16: PCDが計画しているマニフェストシステム

## 5.5 産業廃棄物処理業に係る行政手続き

産業廃棄物処理業といえ、廃棄物を分別して再利用可能な材料を取り出したり、最終処分のために安定化させたり、廃棄物から再生材料、リサイクル品を製造したりする業のことであり、これらは工場法という工場の定義に当てはまるものである。

しかし、廃棄物回収業者（バイヤー）や収集・運搬業者は工場でないため工場法によって取締まることはできない。陸運局が運送免許を発行しているが、これはもっぱら運送業を営むもののためである。

### 5.5.1 産業廃棄物処理に係る工場

#### a. 工場登録と操業許可

工場法第12条では、第3種に該当する工場を建設、操業しようとする者は事前にDIWの許可を得ることとされている。MOI規則第5号（B.E.2535, 1992）にはその手続きと、申請様式ローダー4が示されている。ちなみに、第2種工場の場合には工

場法第 11 条で、設立・操業の前に DIW に届け出ることとされている。届け出様式は MOI 規則第 4 号 (1992) に示されている。

さて、現在の産業廃棄物の処理／処分とリサイクルの流れを下図に示す。この中で、グレーの部分すなわち廃棄物の排出者、最終処分のための中間処理業者、リサイクルを目的とする選別業者、リサイクル工場はいずれも工場として登録されるため、工場法の適用を受ける。

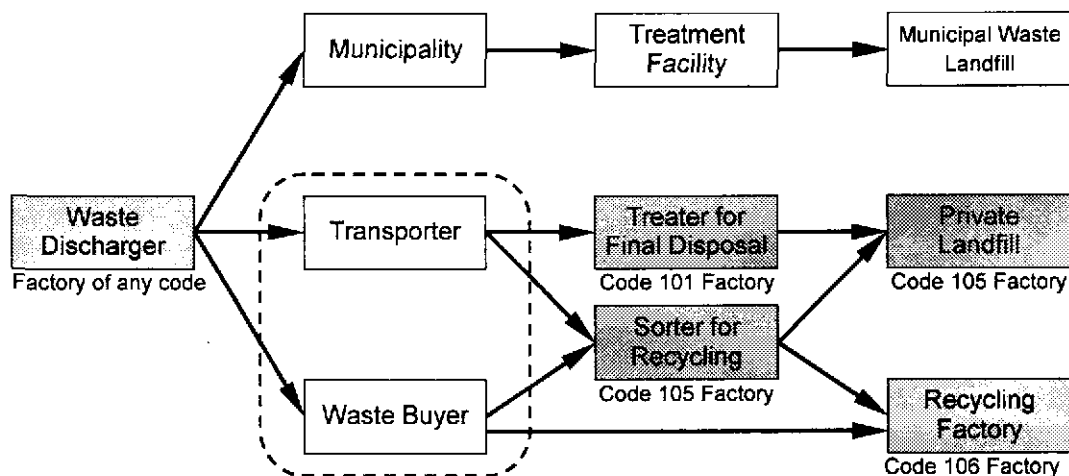


図 5-17: IWMに関与する者

また、民間の埋立て処分場も、工業省告示第 15 号 2544 年 (2001 年) によれば、コード 105 として工場登録する必要があり、同じく工場法の適用を受ける。

これら、IWM に関与する工場の業種コードをまとめると、次のようである。

表 5-7: 産業廃棄物処理業に係る工場業種カテゴリー

101	廃棄物共同処理施設(最終処分のための処理を行う施設)
105	廃棄物・不要な材料で、工業省規則第2号(2535)に定める性質を持つものを分別あるいは埋立て処分する施設
106	不要になった工業製品や工場廃棄物を、工業プロセスによって原材料や製品に加工する施設
その他のコード番号	その他の業種の工場(廃棄物排出者)

101 工場は廃棄物や排水を処理、無害化し最終処分できるようにする施設である。すでに許可を得ている施設の多くは排水処理施設か焼却施設で、もっぱら自社工場から出るものを処理する施設である。

105 工場は廃棄物の分別あるいは埋立て処分を行う施設である。また、106 工場は不要になった工業製品や工場廃棄物を用いて、新たな原材料や製品を作り出す施設である。カテゴリー106 が新設される前は、使用する原材料が再生原料を使用するかどうかを問わず、それぞれ該当する業種に登録されていた。例えば製鉄所であれば、鉄スクラップを使っている製鉄業としてカテゴリー59に登録していた。

しかし 106 が新設されたので、廃棄物を原料・燃料として使用する工場はすべて、この 106 に登録してしかるべきであるが、現実には廃棄物を原料や燃料として利用している工場は数多く存在し、早急に新規登録を執行することは困難である。そこで現在 DIW では、どのような手続きを採用すべきかについて現在検討中である。

#### b. 産業廃棄物処理施設の建設の際の環境影響評価

国の環境の向上と保全に関する法律（NEQA）に基き、19 タイプのプロジェクトについて環境影響評価の実施が求められている。「廃棄物・不要な材料の共同処理施設」もその中の一つである。また、セメント工場についても EIA が求められている。EIA の対象プロジェクトの設定は国家環境委員会が行っている。

プロジェクトの主体は EIA を実施し、その報告書を科学技術環境省の環境保護政策局（OEPP）に提出し、その承認を受けることとされている。

公共プロジェクトあるいは公共民間の共同プロジェクトの場合には、OEPP の承認に先だって、内閣の承認を受けなければならない。この場合 OEPP は EIA 報告書を内閣に提出し、その承認を得た後、OEPP の審査に入る。

民間プロジェクトの場合には、内閣の承認は不要で、OEPP が報告書を審査する。いずれのケースも報告書は OEPP から DIW に送られる。

### 5.5.2 収集・運搬業者および廃棄物回収業者

収集・運搬業者および廃棄物回収業者は工場法の取締まり対象とはなっておらず、運輸通信省の陸運局が運送免許を発行して、運送業者を管理している。

#### a. 陸運局

陸運局の責務は以下のとおりである。

1. 陸運法、自動車法、車輛法など関連する法律に定める事項の実施
2. 陸上運送の安全確保と向上
3. 陸上運送に関する国際機関との連携
4. その他陸運局の所掌に照らした業務や省庁、内閣から指示された業務

#### b. 運送免許

陸運局が発行している運送免許は料金を徴収して乗客を運んだり、契約によって貨物を運送したりする、いわゆる運送業を管理するためのものである。陸運法（2522）第 27 条によれば、以下の 4 つの区分が設定されている。

- (1) 定まった経路で運送するもの
- (2) 経路が定まっていないもの
- (3) 小車輛で運送するもの
- (4) 自家用に運送するもの

このうち、4 番目の免許が廃棄物の収集・運搬業者に当てはまるものと考えられるが、廃棄物回収業者には当てはめられないと考えられる。ひとたび廃棄物回収業

者が廃棄物を買ってしまえば、それはその回収業者の所有物であって、自らの所有物を運搬するのに運送許可は必要ないと考えられるからである。

ただし、大量を運搬する場合あるいは危険物を運搬する場合には陸運局の指導を受けるものと考えられる。

陸運法の各条項に違反した者に対する罰則は以下のとおりである。

- 第 23 条の違反：何人も免許を得ずして運送業を営んではならない。違反者は 5 年以下の懲役または 2 万～10 万バーツの罰金、あるいはその両方とする。
- 第 27 条の違反：運送免許は、免許を得た以外の車両に用いてはならない。違反者は 1 年以下の懲役または 2 万バーツ以下の罰金、あるいはその両方とする。
- 第 66 条の違反：運送免許は、免許に記載された条件でのみ使用するものとする。違反者は 5 万バーツ以下の罰金とする。

### 5.5.3 産業廃棄物処理業に対するインセンティブ

#### a. 免税措置

産業廃棄物処理業に対する一般的なインセンティブはないが、廃棄物処理施設、公害防止設備の設置にあたっては、その関税の免税措置が、またそれらの設備を設置するにあたって外国人技術者が必要な場合にはその外国人の所得税の免税措置が講じられる。本件は国家環境質向上保全法（NEQA）第 94 条に規定されている。

しかし、ケースバイケースで特例措置が講じられる場合もある。例えば鉛バッテリー製造者が原料とする鉛インゴットは、工場として認可された精錬所で正規に精錬されたものと、廃バッテリーを集めてドラム缶の中で熱して作られる違法品とがある。後者の場合には一定の施設でなく野焼き同然で作るため、環境汚染の原因となっている。この違法品の製造、流通を食い止め、正規に精錬された鉛インゴットの購入を推進するため、バッテリー製造者が正規品を購入する場合、財務省物品税局は鉛インゴットに係る物品税を 5%を上限に免税している。

#### b. 環境基金

NEQA では大蔵省に環境基金を設置することを規定している。この基金は政府や地方行政体、国営企業が廃棄物処理施設を建設、操業する際に利用できるものであるが、民間企業に対しても貸し付けを行っており、民間企業の義務として、あるいは許可を受けて業として行う目的で廃棄物処理施設を建設する際にも適用される。基金の用途については NEQA 第 23 条に定められている。

第 23 条：基金は以下の活動あるいは目的のために貸しつけられる。

- 政府機関あるいは地方行政体が共同の排水処理施設あるいはごみ処理施設を建設、運転する場合にグラントとして提供とする。土地、資材、設備、その他操業やメンテナンス必要なものを含む。
- 地方行政体あるいは国営企業が大気汚染防止施設、排水処理施設、ごみ処理施設を建設し、もっぱら自らのために使用する場合は貸し付け金とする。
- 民間企業が法的な義務を帯びて自らの事業のために使用する大気汚染防止施設、排水処理施設、ごみ処理施設その他の公害防止施設を建設する場合、あ

るいは許可を受けて排水処理や廃棄物処理を業として行う場合の貸し付け金とする。

- 環境保護のために環境基金委員会が適切と判断し、国家環境委員会の承認を得た場合に限り、支援あるいはグラントとして提供される。
- 基金運営のための支出に充てる。

## 5.6 市民参加

### 5.6.1 一般の人々の産業廃棄物及びその管理に関する意識

産業廃棄物及びその管理について、バンコク及びその周辺地域に住む人々が抱いている考えを意識調査の結果をもとにまとめると以下ようになる。

- 新聞やテレビなどのニュースメディアが、不法投棄などの不適切な産業廃棄物管理が原因の環境汚染問題を積極的に取り上げていることもあり、ほとんどの人がしばしば、あるいは時々産業廃棄物について耳にしたことがあると答えている。また、産業廃棄物については、非常にネガティブな印象を持っている。しかしながら、一般的に言って、産業廃棄物に関する詳しい知識は持っていないと考えられる。
- 全回答者のうち 70%以上の者が、既存の産業廃棄物処分施設が正しく運営管理されておらず、多少のあるいは深刻な環境汚染問題を引き起こしていると考えている。特に、大卒あるいはそれ以上の学歴を有する者の半数は、既存処理施設が深刻な環境汚染問題を引き起こしていると考えている。
- 産業廃棄物の不法投棄は、環境汚染の一因と認識されており、回答者は不法投棄を防止するためには、政府による取締りと罰則の強化が必要と考えている。
- 回答者の 60%以上は、タイでは廃棄物処分施設の建設が緊急の課題となっていると考えているが、20%の者は、政府が不法投棄の取締りと廃棄物処理施設の運営管理の監督を強化し、必要な情報を開示することを条件に建設に同意するとしている。
- 自分達が住む地区内で廃棄物処分施設建設計画が持ち上がったと仮定した場合、建設に同意する条件として、ほぼ半数の回答者が建設計画への参加と建設計画地の慎重な選定を求めている。

以上の結果から、タイ政府が産業廃棄物管理計画を推進するために、市民の協力を求める際には、まず既存廃棄物処理施設の監督や不法投棄の監視を強化し、国民の信頼回復に努めることが重要と言える。

また、環境保全の意識の高まりと共に、市民の権利意識が高まってきた結果、多くの人々が計画段階からの事業計画への参加を希望していることが明らかとなったので、地域住民の意向をまとめ、事業計画へ取り込んでいくシステムの確立が急がれる。

## 5.6.2 タイ工業連盟 (FTI : Federation of Thai Industry)

FTIは1967年11月に創立され、1987年12月、FTIが工業省の監督を受けると定めたFTI法の制定により、改組された。同法ではFTI設立の目的として以下の9か条を上げている。

- タイの全産業を代表する唯一の団体として、政策面、実務面の両面に渡り国と協力する
- 産業の振興と発展を図る
- 企業経営上生じる種々の問題を取り上げ、分析し、その解決を図る
- 技術知識や産業技術の研究、トレーニング、普及を奨励し、支援する
- 製品テストや産地証明、品質証明を実施する。
- 産業界全体を向上させるため、政府に対し適切に助言、提言する。
- 産業界を活性化させ、各業界がお互いに利益を得るよう、意見交換する場を提供する
- 全会員が企業経営に関する法制度を遵守するよう働きかける
- その他法に定める事項を実施する。

会員数は5,000社以上に達し、そのうち2,800社が大企業である。会員は28ある業種別クラブのいずれかに属している。

- タイガス製造業クラブ
- 印刷業クラブ
- 花崗岩・大理石クラブ
- タイガラス製造業クラブ
- 化学工業クラブ
- 産業機械クラブ
- 農業機械製造業クラブ
- 衣料品産業クラブ
- 空調冷凍機産業クラブ
- 自動車部品産業クラブ
- 窯業クラブ
- セメント製造業クラブ
- ゴム製品産業クラブ
- プラスチック産業クラブ
- タイ家具産業クラブ
- 家電・電子及び関連産業クラブ
- タイ合板製造業クラブ
- 製薬業クラブ
- 自動車産業クラブ
- パルプ・製紙業クラブ
- 製靴業クラブ
- 石油精製業クラブ
- 繊維業クラブ
- 比較製品業クラブ
- タイ鉄鋼業クラブ
- 屋根瓦・関連製品クラブ
- アルミニウム業クラブ
- 食品加工業クラブ

FTIには76県のうち46県に支部がある。事務局はシリキット女王国際会議場であり、157名の常勤職員が働いている。

FTIは1990年3月から産業環境管理プログラムを開始し、最初の5年間はUSAIDの支援を受けていた。同プログラムはタイの産業における労働衛生や労働安全、環境管理に関する能力を向上させることを目的としており、プログラムの事務局は1995年に設立され、1998年からは産業環境研究所としてFTIの一部に組み込まれた。

産業環境研究所の職務は以下のとおりである。

- 環境衛生、労働安全への認識をより深めるための政策を推進するため、タイ産業人の理解を促す
- 公共、民間を問わず、産業環境管理をいっそう進めるための投資に関する先導を果たす

産業環境研究所は会員企業に技術的な支援を行っており、公害防止やクリーナーテクノロジー、環境監査のための環境管理システム、EIAに関する技術支援を行っている。産業環境研究所はラボを備え、環境分析などを行って科学的な基礎を提供している。また、公害防止や産業環境に関する政策研究も行っており、クリーンテクノロジーや環境監査に関するセミナー、トレーニングコースを開催している。

これらのサービスのうち、産業環境研究所は特にクリーナーテクノロジーの導入に熱心で、1995年には繊維業、染色業を対象にプロジェクトを実施した。さらにクリーナーテクノロジーの普及のため、タイ環境研究所内にクリーナーテクノロジーインフォメーションセンターを設立した。

現在産業環境研究所では産業廃棄物に関するデータベースを作成して、廃棄物交換プロジェクトを進めるとしているが、開始したばかりでまだ具体的な成果は見られていない。タイの産業界で廃棄物交換を進めるには、今後の産業環境研究所の活躍が期待される。

### 5.6.3 非政府組織 (NGO) と地域住民

タイでは、歴史的に非政府組織 (NGO) が地域開発や貧困撲滅で重要な役割を果たしてきた実績がある。市民参加の分野においても、地域住民と共に重要な役割を担っている。

#### a. タイ NGO

タイは仏教国であり、仏教にもとづく慈善活動の長い伝統を有する。加えて、19世紀以降は、華僑の相互扶助やキリスト宣教師の慈善活動が顕著となっており、その結果、タイには非常に多くの非営利団体が存在している。これらの組織は、伝統文化維持や社会的貢献を目指す財団から、葬祭互助会や経済団体まで非常に多様化している。一方、急速な経済開発により引き起こされた問題に対処するため、地域開発、貧困撲滅そして環境保全などを目指す NGO (開発系 NGO) が1960年代以降数多く生まれた。

タイの開発系 NGO は、貧困対策など社会的問題解決だけでなく、民主化推進でも大きな役割を果たしてきた。市民参加に関しても、彼らは住民の組織化、情報の普及や地域組織のネットワーク化から政府への提言や政府機関との調整まで様々な分



野で活発な活動を行っている。従って、本報告書では、主にこれら社会開発や環境分野で活動する NGO を対象を絞って、NGO の役割と今後の課題について考える。

#### a.1 タイ NGO とその役割の特徴

タイ NGO は大きく 2 つのグループに分けることができる。一つはネットワークタイプと呼ばれるもので、大学の講師、政府職員、弁護士など専門家により設立され、多くはバンコクに事務所を構えている。これらの NGO は、設立者の専門分野に特化して、アドボカシーや地域組織のネットワーク化を主要業務としている。もう一つは、フィールドワーカー達により設立され、運営されているもので、特定の地域で地域住民と共に活動を行っている例が多い<sup>2</sup>。

NGO の設立者や理事は、別の NGO の理事である例が多く、タイの NGO は互いに密接なつながりを持つ例が多い。タイ NGO は、まだ少数の人々により運営されており、まだ広範な社会的基盤を持つに至っていないとも言える。

タイでは、NGO-CORD (NGO Coordinating Committee on Rural Development) に代表されるように、多くの小規模 NGO をまとめる包括的組織が重要な役割を果たしており、一部政府機関への影響力拡大において、多大な貢献をしてきた。農村開発や AIDS 対策などの分野では、NGO はすでに政府の基本的政策策定に大きな影響力をもつに存在となっている。

しかしながら、タイ NGO は、まだ財政的基盤の弱さを克服できていない。多くの NGO は、財政的に国際 NGO、援助国、国際機関などの海外からの支援に頼っているのが現状である。意識調査結果からも明らかのように、タイ NGO は市民の高い信頼を得ているが、一般メンバーの会費をベースとした財政基盤を築くには至っていない。市民の自発的な意志を基礎とした市民社会の形成は、今後のタイの課題と言える。

#### a.2 産業廃棄物問題に係わる NGO

タイの環境 NGO は、その目的において、生態系保存を目的とする純粋な自然環境保全グループから開発による生活環境破壊に関心をもつグループまで非常に多様化している。様々な環境 NGO を統括する組織は存在しないが、広範なネットワークを形成しており、状況に応じて連合体をつくるなどの対応をしている。

専門知識のあるスタッフの不足や情報不足などの問題のため、産業廃棄物管理を対象とする NGO は、アドボカシー団体として Campaign for Alternative Industry Network (CAIN) と Greenpeace Southeast Asia、調査研究機関としてタイ環境研究所 (TEI) と Good Governance for Social Development and the Environment Institute (GSEI) があげられる程度で数は非常に少ない。

タイの環境 NGO は、1990 年代に入り国家経済社会開発委員会 (NESDB) や科学技術環境省 (MOSTE) などの一部政府機関との協力関係を深めており、これらの機関から様々なプロジェクトを委託される例も出ている。加えて、NGO が政府機関と協力して地域での環境保全に主導的役割を果たしているケースが多く見られるようになってきている。しかしながら、発電所やダム建設など環境への影響が大きい大規模プロジェクト計画では、プロジェクト計画をめぐって NGO や地域住民と対立する

<sup>2</sup> Amara Pongsapich and Nitaya Kataleeradabhan, "Thailand Nonprofit Sector and Social Development", Chulalongkorn University Press (1997)

例が多く見られる。開発プロジェクトへの計画段階からの市民参加を推進することが今後の課題となっている。

#### b. 地域住民と住民組織

地域住民は市民参加の主役であるが、参加レベルやその形態は地域住民組織の能力に大きく左右される。

タイの農村の形態は、地域により大きな差がある。土地が豊富で、20世紀半ばまで森の開墾による農地開発が比較的自由に行われていた北部・東北部では、一つのまとまりのある自生村が発展したが、調査対象地域である中部地方の農村の形態は主に散村である。タイでは、伝統的に人々の関係は二者間協同を基本としてきたが、市場経済の浸透や階層の分化とともに、これらの関係が崩れ、葬式組合や貯蓄組合などの協同組合が新しい媒体としての役割を担うようになってきている<sup>3</sup>。

一方、19世紀後半から、中央政府による統治の受け皿として住民の自治組織（行政村）が作られてきた。当初から村長、区長の直接選挙が提案され、1896年から97年の間にはほとんどの州（モンthon）で村長の直接選挙が行われていた。北部・東北部では、行政村は、ほぼ自生村の枠組みを基本として設置されたが、散村が主であった中部タイでは、運河や道路などによって行政村の区切りが行われたため、行政村と自生的なコミュニティーとが無関係に定められたケースが多くなった<sup>4</sup>。

これら行政村は、もともとは中央政府の行政の末端機関として政府から住民への資源移転のパイプ機能しか果たしていなかったが、1970年後半に政府やNGOが村レベルでの住民の組織形成と運営能力を認め、住民主体で事業を実施する開発戦略に方針転向政策転換を行ってからは、政府はライスバンク経営支援や保健衛生事業など村の事業に積極的に資源の投入を行うようになってきている。

この結果、タイ各地、特に北・東北部で住民の組織化が進み、住民が主体となって共有資源管理を行うようになってきている。また、開発計画に反対する各地の地域住民がネットワークでつながり支援しあう貧民フォーラムのような例も出てきている。しかし、自生村と行政村がほぼ重なる北部・東北部地方と比べると、中部地方の住民組織化の動きは、貧困撲滅のために政府やNGOの支援が入っている都市低所得者地域を除いて活発とは言えない。

### 5.6.4 市民参加にかかわるその他の組織

前述のように、中央政府機関の中にも市民参加の重要性を認め、積極的にNGOや地域住民と協力関係を構築しようとしている機関がいくつか存在する。一方、地方分権化の進展とともに、市民参加の分野においても地方政府の役割が大きくそして決定的になってきている。ここでは環境保全分野において市民とのパートナーシップ構築を推進している組織についてまとめる。

#### a. 中央政府機関

NESDBは、NGOとの協力を積極的に推し進めてきた代表的機関である。第5次NESDP（1982年-1986年）をまとめるにあたりNGOと積極的に意見交換している。また、NGOの包括的取りまとめ組織であるNGO-CORDの設立にも大きくかかわっ

<sup>3</sup> 重富真一、「タイ農村の開発と住民組織」（アジア経済研究所、1996年）

<sup>4</sup> 同上

ている。第6次 NESDP（1987年-1991年）では、地域開発や市民参加における NGO の役割の重要性がうたわれている。

都市共同体開発室（UCDO: Urban Community Development Office）は、NESDB による Urban Poor Development Fund の設立のための調査結果をもとに国家住宅公社（National Housing Authority）の下部組織として 1990 年に設立された機関である。スラム住民や都市貧困層を支援する NGO 取りまとめを行う他、都市貧困層の貧困撲滅や地域環境改善のために、地域住民の参加を積極的に推進している。

MOSTE は、1992 年に制定された国家環境質向上保全法をもとに環境保全分野での市民とのパートナーシップの重要性を認識し、市民参加を推進している。地方分権化推進法の制定後、数多くの小規模地方政府が生まれており、OEPP は、全ての地方政府に対し環境基本計画を制定することを求めている。しかしながら、人材的にも財政的にも多くの地方政府にとっては難しい問題となっているため、DEQP が、地方政府に対し市民参加による環境基本計画の制定を支援するプロジェクトを実施している<sup>5</sup>。

一方、環境保全分野に一般市民が広く関与していくためには、一般市民も専門知識が必要となる。環境影響評価書を正しく読み解くのは、一般市民にとっては非常に困難なことであり、専門家の支援がどうしても欠かせない。一般市民を支援するために、DEQP は環境専門家や NGO の登録を行い、インターネットを通じて公開している。しかし、一般市民が必要な情報が入手でき、市民同士が情報交換もできるようなシステムを構築するなど、更なる支援の充実が必要と言える。

#### b. 地方行政組織

タイ政府は、1994 年に地方分権推化推進法を公布するなど、行政組織の地方分権を進めており、草の根レベルで地方政府を支援してきた。地方分権化の進行で、自治市以外に数多くの tambol 行政機構（TAO）が誕生した。村レベルだけでなく、自治市あるいは TAO レベルでも住民の意志を反映した政策策定を進めていくため、これらの行政組織の能力向上が欠かせない。DEQP の支援プログラムの充実が望まれる。地域の環境保全に関心を持つ人々にとっても、地方政府の方針や地方政府との関係がますます重要となってくる。

### 5.6.5 計画策定への市民参加

1990 年代に入ると、環境への影響が大きい大規模開発プロジェクト計画に対し、タイ各地で激しい反対運動が起こり、深刻な社会問題となった。環境 NGO や反対運動に参加する地域住民の中には、プロジェクト計画策定から市民が参加することが、これらの問題の有効な解決策になると考えるようになっていく。本セクションでは、タイにおける計画策定への市民参加の現状についてまとめる。

#### a. 歴史的背景と現状

タイ NGO は市民参加推進でも重要な役割を果たしてきた。まず、NGO の役割に注目しながらタイでの市民参加の発展を簡単にまとめる。

タイ NGO の役割とその活動はタイ政府の方針に大きく影響を受けてきた。タイ政府は、1932 年に立憲君主制が確立されて以降、共産主義への警戒から NGO の活動

<sup>5</sup> ナコンラーチャーシーマ市で、ワークショップを開催し、市民参加によるアクションプラン策定の試みを行っている。

を厳しく管理し、NGO に対し登録を義務付けてきた。一方、1961 年に第 1 次国家開発計画が策定された頃から、急速な経済開発の結果もたらされた貧富の差の拡大など様々な社会問題が顕在化し、大学生や都市中間層の関心を引くこととなった。1973 年の「学生クーデター」後に、開発問題に関心を持つ数多くの NGO が設立されたが、その後の軍事クーデターによる NGO への取締り強化により、多くの活動家や村人が共産党に参加するため森に逃れた。

1980 年に状況が大きく変化した。当時のプレム首相が、共産党に入党した者へ恩赦を与え、NGO の活動に対する規制を廃止したため、草の根で地域開発やアドボカシーなどに取り組んでいた多くの NGO が活動を再開した。ジャングル生活を通じ村の生活への理解を深めた活動家達は、地域住民自身による生活環境改善を目的とした多くのプロジェクトで、地域住民を組織化し、地域住民と協力体制を構築する高い能力を示した。森林局 (Royal Forest Department) などの一部政府機関も、徐々に NGO 及び地域住民の能力と役割を評価するようになり、政府が管轄する地域開発事業や環境保全事業において、NGO や地域住民が共同体開発や地域環境保全分野で補完的役割を果たすことを期待するようになっていった。加えて、前述のように NGO-CORD などの包括的取りまとめ組織が設立され、積極的に政府と NGO の調整をするようになった結果、政府と NGO が協力して事業を実施する環境が整ってきた。

タイ政府は、第 6 次開発計画 (1987 年-1991 年) において社会開発分野における NGO の役割の重要性を正式に認めた。環境保全分野においても、NGO と地域住民が政府と協力して地域での環境保全プロジェクトに取り組む成功例が多くでてきている。

一方、1980 年代後半以降、政府の経済開発政策の重点がバンコク都市圏から地方へ移行し、タイ全土でダムや発電所建設など大規模な開発計画が進められた。1990 年代に入り、民主化が進み、人々の環境意識が向上するに従い、環境保全の観点から、これら大規模開発計画に対する反対運動が増大していった。中には、政府と地域住民が激しく対立するケースも出てきている。これらの反対運動においては、計画への反対を正当化し、一般の支持をえるために環境保全の観点が強調されている点も見逃せない。反対運動はしばしば運動の様式により、(1) モップ型、(2) 市民運動型、(3) 混合型の 3 つに分類される<sup>6</sup>。モップ型の反対運動の担い手は主に経済発展から取り残され、開発プロジェクトの影響を直接受けている農民であるのに対し、市民運動型の反対運動を主導しているのは NGO である。モップ型タイプの反対運動は、政府に対する救済の根強い期待の裏返しである場合も多く、しばしば政治家との直接取引による解決に至る<sup>7</sup>。

これらの違いはあるが、農民及び NGO 双方とも、周辺住民への生活や環境に多大な影響があると考えられるプロジェクトの場合は、関係者全てが計画策定プロセスから参加すべきであると考えようになっている。タイ政府の一部は市民参加を奨励し、地域住民が行政と協力しながら地域環境保全活動に取り組むなどの多くの成功例もでてきているが、現段階ではまだこのような要望に対応するための方法やメカニズムができていない。タイ政府は公共事業への公聴会制度の導入を行っているが、公聴会実施までの期間が短いなど手続き的に問題が多く、しばしば反対派の人々の反発を増幅する結果に終わっている。現在、これらの状況改善のため、タイ

<sup>6</sup> 船津鶴代、「1990年代前半のタイの環境紛争-都市・農村の運動とその論理-」、『発展途上国の環境意識 中国、タイの事例』、アジア経済研究所 (1997)

<sup>7</sup> 同上

政府は公聴会法案を準備中である。一方、OEPP は法的拘束力はないものの、計画策定プロセスへの市民参加を促進する手段の一つとして、環境影響評価への市民参加指針を作成している（詳細は c.1 参照）。市民参加のプロセスはまだ試行錯誤の状態であり、OEPP は市民参加のプロセスを確かなものにするためには、現在改正手続き中の環境保全法による法的な強制が必要であると考えている。

廃棄物処理施設建設の場合、複雑な利害関係に加えて、政府への強い不信感がすでに存在するため、市民参加を奨励するためには、政府はまず法的な取り締まりの強化や手続き上の公正さの確保などにより、人々の信頼を確立する努力をする必要があると言える。

## b. 法的枠組み

タイ政府は、1990 年代に環境問題解決のため市民参加に関係する法制度の整備を進めてきた。計画策定プロセスへの参加を含め環境保全活動に参加する市民の権利に関する法律を以下に示す。

### b.1 憲法

市民参加を保証する最も重要な法律は 1997 年に公布された新憲法である。新憲法の主な目的は、民主主義のさらなる推進であり、市民の権利、法の原則、行政の透明性と説明責任などがうたわれている。

憲法において保証されている計画策定への市民参加に関係する権利を以下にまとめる。

#### 46 条 環境保全に対する商業的権利

地域の共同体は、伝統的習慣や固有の知識などを保全する権利に加えて、地域の環境や自然資源の管理、維持、持続可能な利用に参加する権利を有する。

56 条 環境保全活動への参加権、環境影響評価の必要性、政府プロジェクトが環境に深刻な影響があり十分な対策が取られていないと考えられる場合の行政訴訟権

天然資源や生物多様性の保全及び利用や健康で衛生的、福祉的で質の高い生活を守るための質の高い環境の保護、プロモーション、保全に参加する権利は法律で保証されている。

環境に深刻な影響が憂慮されるあらゆるプロジェクトは、法律で定められているように、環境影響評価に関する調査及び評価がなされ、環境の専門家からなる独立した組織からの意見が得られない限り、許可されない。

上記 2 項目で記された義務を負う政府機関、国営企業、地方政府、及び他の政府関係機関を訴える国民の権利は保証される。

#### 58 条 情報に関する権利

国民は、情報の公開が国家安全保障、公共の安全あるいは他者の利益に反しない限り、法律で規定された政府機関、国営企業、あるいは地方政府が持つ公的情報にアクセスする権利を有する。

#### 59 条 公聴会に対する権利

国民は、環境、自らあるいは地域の健康、生活及び他の重要な利益を脅かすおそれのあるプロジェクトあるいは活動が許可あるいは実施される前に、プロ

ジェクトに関する情報、説明、及び理由を行政機関、公営企業、あるいは地方政府から入手する権利を有する。国民は関連する法律により規定されている公聴会にて、これらの問題についての意見を表明する権利も有する。

#### 60条 決定プロセスへの参加の権利

国民は法的に保障された自らの権利や自由が、行政処分により影響される場合は、中央政府の意思決定プロセスに参加する権利を有する。

#### 76条

国は、政策決定プロセス、政治的課題への意思決定プロセス、経済社会政治開発計画の準備、あらゆるレベルでの国家権力行使の査察への市民参加を推進し、奨励しなければならない。

#### 79条

国は、健康、衛生、福祉、生活の質に悪影響をもたらす汚染をコントロールするだけでなく、既存の開発原則との調和に配慮した天然資源及び生物多様性の保全、維持、持続的な利用や、自然環境の振興、維持、保護への市民参加を推進し、推奨しなければならない。

#### 290条

環境の質を高め維持するために、地方政府機関は法律で規定された権力と義務を負う。

項目1は、その内容として少なくとも以下の事柄を含む。

- 1) 地方における天然資源及び環境の管理、保全、利用
- 2) 地域住民の生活に深刻な影響がある場合に限り、管轄地域外における天然資源及び環境の保全への参加
- 3) 管轄地域外であるが、地域の環境、健康、衛生条件に深刻な影響があるプロジェクトや活動立ち上げの検討への参加

### b.2 その他の主な法律

憲法で示された原則は、他の主要な法律でさらに詳しく規定されている。ここでは環境保全分野での市民参加に関する重要事項を規定している法律について簡単にまとめる。

行政手続法や情報公開法などの行政法は、手続き的公正さや行政の透明性の確保を主目的としており、環境分野に限らず様々なレベルでの行政処分への市民参加を促すものであり、民主主義に基づく市民社会において非常に重要なものとなっている。タイでも1990年代後半から行政法の整備が進んでいるので、これらの法律についても簡単に紹介する。今後は、NGOや地域住民がこれらの法律を理解し、市民参加の道具として有効活用していくことが、ますます重要となってくると考えられる。

#### b.2.1 国家環境質向上保全法（1992）

1992年に公布された新NEQAは、環境保全全般を包括する法律である。この法は、国及び地方双方のレベルで市民に環境意思決定プロセスへの参加権を保証する

と共に（6条）、NGOの役割の重要性も認めている（7条）。ここでは6条を紹介する。

国の環境質の向上・保全への市民参加を目的として、本法及び関連法規により規定されているように、以下の権利と義務が個人に課せられている。

- 4) 環境質向上及び保全に関して、関連政府機関から情報提供を受けたり情報及びデータを入手したりすること。ただし、公的に機密とされた情報・データや個人のプライバシー、財産、権利にかかわる秘密情報、あるいは貿易やビジネス上の権利などは対象から除外される。
- 5) 汚染物質による混入や汚染の広がり、結果、損害や危害が発生し、この事件が国家機関により計画立案、支援、あるいは請負われた活動あるいはプロジェクトにより引き起こされた場合には、国による救済や補償を受けること。
- 6) 汚染あるいは天然資源の保全に関する法律の違反行為を目撃した場合は、違反者に対し苦情の申し立てをすること。
- 7) 環境質の向上及び保全に係る義務の遂行において政府職員と協力しサポートすること。
- 8) 環境質の向上及び保全に関し、本法及び他の関係法令の規定を厳密に遵守すること。

本法は、第4部46条から51条において環境影響評価についても規定している。本法に基づき、OEPPはセクター別にEIAの技術指針を出している。

#### b.2.2 公聴会を通じた世論へのアクセスに関する首相府規定（1996）

これは首相府事務次官が議長を務める公聴会に関する諮問委員会により制定された規定である。公聴会は、環境、地域住民の生活、文化などに対し悪影響をもたらすと予測される公的プロジェクトを対象としている。公聴会を開催するかどうかは、事業を管轄する政府機関の判断に任されている。前述のように、これまでは公聴会開催が、地域住民と政府との対立を悪化させる例が多数みられたこともあり、現在公聴会法の制定に向けて準備中である。

#### b.2.3 行政手続法（1997）

新憲法による民主主義化の一環として、行政の透明性と説明責任を強化するために行政手続法が1997年に発布された。ドイツの行政手続法を参考にしているが、計画策定手続きは含まれていないので、計画策定プロセスへの市民参加を規定していない。

#### b.2.4 情報公開法（1997）

憲法58条で言及されている情報に対する権利を保障するために、1997年に情報公開法が公布された。

#### b.2.5 行政裁判の設置及び行政裁判手続きに関する法律（1999）

憲法は、政府プロジェクトにより負の影響を受け、且つ管轄機関が十分な対策を取っていない場合は、国民は政府を訴えることができると明言している。本法は、行政裁判の設置条件や手続きなどについて規定している。

### c. 環境影響評価への市民参加

まだ正式に法律で規定されていないが、OEPP は環境影響評価への市民参加に関するガイドラインをだしている。手続きの簡単な流れを図 5-18に示す。ガイドラインでは、OEPP は参加者を全ての関係者と規定し、EIA 手続きの初期段階（方法書作成）から市民参加を奨励している。OEPP は対象プロジェクトを環境及び地域コミュニティへの社会的影響度により3つのタイプに分類し、影響の大きい事業と認定した場合には、プロジェクトのタイプにより、個人あるいはチームを環境影響評価プロセスにおける市民参加コーディネーターとして OEPP が指名することとされている（費用は事業主が負担）。コーディネーターは、必要な情報の公開、パブリックミーティングの開催、地域住民の意見の取りまとめ、EIA 委員会への報告書の提出など市民の EIA プロセス参加を進めるための様々な業務を行うことになっている。

前述のように、まだ法制化されていないこともあり、EIA の市民参加は事業者の判断に任されている。まだ始まったばかりで、OEPP としても市民参加の明確なプロセスを描ききれていない。パブリックヒアリングを重視する傾向があるが、EIA 調査の最終段階で開催されるパブリックヒアリングは、住民の反感を増長する結果に終わることが多い。パブリックヒアリングで出された意見を反映するプロセスが明確でない限り、パブリックヒアリングを市民参加の手段として有効に使うことはできない。EIA 調査においては、調査全体のデザインを決める方法書案作成の段階から、住民や NGO の意見を反映させていくプロセスの確立が不可欠である。現在、国家環境質向上保全法の改正手続きが進んでいるので、改正の内容に期待したい。

一方、環境影響評価報告書の質もしばしば環境活動家から批判を受けているので、方法書案作成の段階から市民参加が可能になれば、EIA 報告書の質の向上につながることを期待する。しかし、一方では、市民レベルだけでなく、行政レベルでも環境影響評価を正しく理解できる人が非常に少ないことを考えると、EIA 参加者の知識レベル向上が今後の課題として残る。



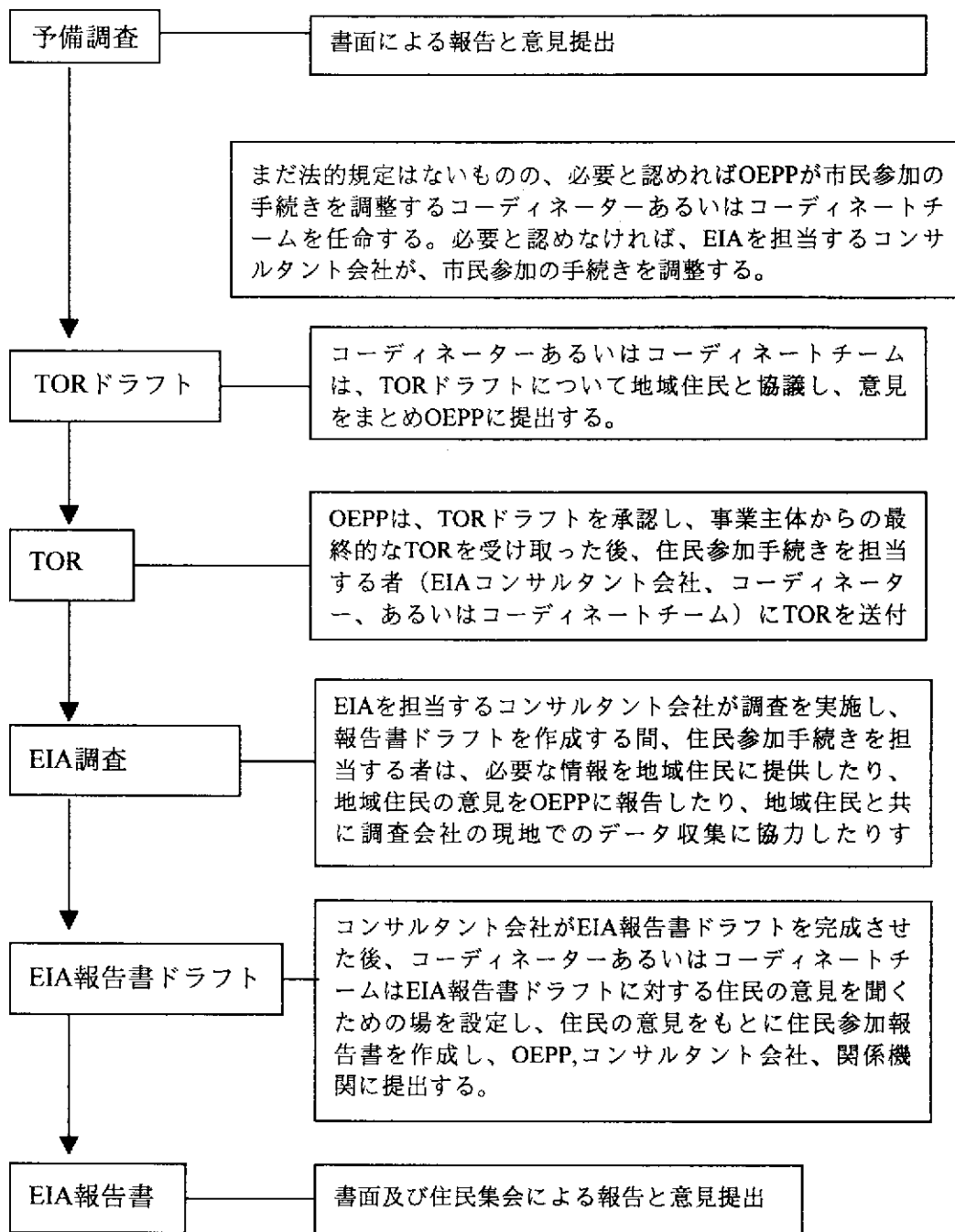


図 5-18: EIA手続きへの市民参加